

文教福祉委員会

令和6年2月1日

1 陳情審査

(1) 継続審査

- ・送付5-38 健康保険証の存続をするように国に意見書を提出することを求める陳情
- ・参考送付 現行の健康保険証の存続を求める陳情

2 報告事項

【子ども部】

- (1) (仮称)千代田区子育て・教育ビジョン(素案)について 【資料】
- (2) 軽井沢少年自然の家の検討状況について 【資料】
- (3) 保育施設等における書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制の見直しについて 【資料】
- (4) お茶の水小学校の施設整備等に伴う学校施設の目的外使用について 【資料】
- (5) 適応指導教室(白鳥教室)の新名称について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) (仮称)神田錦町三丁目施設整備について 【資料】
- (2) 千代田区介護保険料の規定整備について 【資料】
- (3) 千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する規定整備について 【資料】
- (4) 千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する規定整備について 【資料】
- (5) WEB会議活用による高齢者相談の試行実施について 【資料】
- (6) 令和6年度の国民健康保険制度について 【資料】
- (7) 後期高齢者医療制度について 【資料】
- (8) 千代田区感染症予防計画の素案について 【資料】
- (9) 公民協働推進制度によるねずみ対策に関する協定締結について 【資料】

3 その他

文教福祉委員会 送付5-38

健康保険証の存続をするように国に意見書を提出することを求める陳情

受付年月日 令和5年9月4日

陳情者 提出者 1名

陳情書

令和5年9月/日

千代田区議会議長 秋谷 こうき 様

健康保険証の存続をするように 国に意見書を提出することを求める陳情



陳情団体名
氏名

住所① (団体住所)
住所② (病院住所)
住所③ (個人住所)
電話番号 (東京保険医協会)

理由

政府は、令和6年(2024年)秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を6月2日に可決・成立させました。しかし、厚生労働省が発表した7,312件に上る被保険者資格情報の誤登録(令和3年(2021年)10月から令和4年(2022年)11月まで)をはじめ、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

東京保険医協会が会員に対して実施したアンケート調査(5月25日~6月5日実施、FAX送信4,770件、回答数622件)では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関535件のうち、351件(65.6%)が何らかのトラブルを経験しており、そのうち他人の情報がひもづけられていたケースが11件ありました。別人の情報に基づいた診療・投薬は、重大な医療事故につながりかねません。

また、オンライン資格確認を電子カルテシステムに連携させた場合、患者の医療情報がハッキングされる恐れもあり、情報漏洩が懸念されます。セキュリティ対策に対する政府の支援・対策も不十分な中、このようなかたちで医療のDX化を推進することには反対です。

マイナ保険証はオンライン資格確認システムを通じて確認しますが、ひとたび災害等が起こり停電になると使えなくなります。健康保険証があれば目視で資格確認をすることができますが、マイナ保険証では資格の有無が分からず自費で診療をせざるを得なくなります。

マイナ保険証とオンライン資格確認システムが保険資格確認の手段として確実なものではないため、医療機関では現行の健康保険証を持参するよう患者・国民に呼びかけているのが現状です。病気を持つ人はもちろんのこと、病気を持たなくても不慮の事故や病気に備えて、多くの人が健康保険証を常に携帯していますが、マイナンバーカードは実印にも等しい機能を有しており、日常的に持ち歩くことは危険です。誰もが安心して医療を受けられるように、健康保険証の廃止は中止して、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により国に意見書を提出してください。



現行の健康保険証の存続を求める陳情

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

2023年8月23日提出



現行の健康保険証の存続を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により国へ提出していただきたい。

政府は、2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させました。

しかし、他人の情報が紐づけられていたケース、資格無効と表示されたケース、窓口負担割合が違っていたケースなど、多くのトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

政府は「マイナンバー情報総点検本部」を立ち上げ、「総点検」を進めていますが、作業量やスケジュールの点から、全国の自治体で不安の声が挙げられており、全国知事会から総点検の負担軽減を求める提言が出されています。総点検中の現在でも、日々マイナ保険証によるトラブルや紐づけミスなどが発覚しており、全国の協会・医会、保団連が実施したアンケート結果などをもとに、新聞やテレビなど各種マスメディアで連日報道されています。

東京歯科保険医協会が実施したオンライン資格確認システム導入後のトラブル事例アンケート調査（回答数207件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関163件のうち、109件（67%）が何らかのトラブルを経験しています。多いトラブルは、「資格無効」などと表示される保険者情報が正しく反映されていないケースと（65件）、カードリーダーでマイナ保険証が読み取りできないケース（62件）で、対応策として、85件が「その日に持ち合わせていた健康保険証で資格確認をした」と回答しています。

マイナ保険証で資格確認ができなかった場合、「資格申立書」を患者が記入することで、保険診療を行えることとなっていますが、患者が窓口負担割合や加入保険の種類を「わからない」と答えた場合、可能な限り医療機関が聞き取って判断するよう厚労省から事務連絡が出されており、医療機関に大きな負担となっています。

また、マイナ保険証を持たない人全員に「資格確認書」を発行するとしています。しかし、「資格確認書」を交付するために費用負担が生じます。この費用は現行の健康保険証を残せば必要ありません。マイナ保険証を持って

いる人にとっても、健康保険証を残せばマイナ保険証でトラブルが起こった場合でもすぐに解決できます。

NHKが8月11日～13日に実施した世論調査でも、今の健康保険証の廃止について「廃止を延期すべき」が34%、「廃止の方針を撤回すべき」が36%と70%が廃止に反対をしています。

以上の趣旨から、国に対して、現在の健康保険証の存続を求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づいて提出していただけるよう陳情いたします。

(仮称) 千代田区子育て・教育ビジョン
(素案)

令和6年 月

千代田区教育委員会

はじめに

千代田区は平成 19 年度から、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、0 歳から 18 歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策及び教育施策を展開しています。

また、同施策の基本的な方針を定めるものとして、平成 22 年には「千代田区共育マスタープラン」を、平成 28 年には「千代田区共育ビジョン」を千代田区教育委員会として策定し、取組の推進を図ってきました。

この間、少子高齢化の進展や情報技術の著しい進化、気候変動問題をはじめとする地球規模の課題など、子どもたちを取り巻く環境の変化は増々大きくなっています。また、近年は新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の停滞、国際情勢の不安定化、急激な物価高騰などの事態が生じており、現代は先行きが不透明で予測困難な時代と言われています。

未来を生きる子どもたちには、このような社会の変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を育んでいかなければなりません。

一方、このような予測困難な時代の下においても、千代田区の全ての子どもたちが、尊重され、健やかに育ち、豊かな人生を送っていくためには、これまで同様に家庭、学校・園、地域が一体となって子どもを共に育てていくことが重要です。

この子育て・教育ビジョンでは、このような状況を踏まえつつ、これからの時代を担う子どもたちのため、千代田区教育委員会が目指すべき基本的方向性を整理しました。

本ビジョンに基づき、子どもたちの未来が輝かしいものとなるよう、千代田区教育委員会は取組を進めてまいります。

令和 6 年 月

千代田区教育委員会

目次

第1章 ビジョンの概要.....	1
1 子育て・教育ビジョンとは.....	2
2 ビジョンの期間.....	5
3 ビジョンの評価.....	5
4 ビジョンの推進体制.....	6
第2章 子どもや教育を取り巻く状況.....	7
1 社会の動き.....	8
2 子どもの権利に関する動き.....	9
3 国の教育施策等.....	10
4 千代田区の人口状況.....	11
第3章 基本理念及び体系.....	13
1 基本理念.....	14
2 子育て・教育ビジョンの体系.....	15
3 めざす子どもたちの姿.....	16
第4章 基本的方向性.....	19
1 豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進.....	20
2 全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進.....	23
3 健康で安全に生活する力を育む教育の推進.....	25
4 予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成.....	27
5 グローバルに活躍する人材の育成.....	30
6 子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備.....	32
7 質の高い子育て・教育を支える環境の整備.....	35
資料編.....	38
1 基礎データ.....	39

第1章 ビジョンの概要

1 子育て・教育ビジョンとは

- 千代田区では平成19年度から、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、0歳から18歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策及び教育施策を展開しています。子育て・教育ビジョン（以下「本ビジョン」という。）は、これら施策を所掌する教育委員会が、子育て・教育分野において目指すべき基本的方向性を示すものです。併せて、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を包含するものとして本ビジョンを策定します。

教育基本法

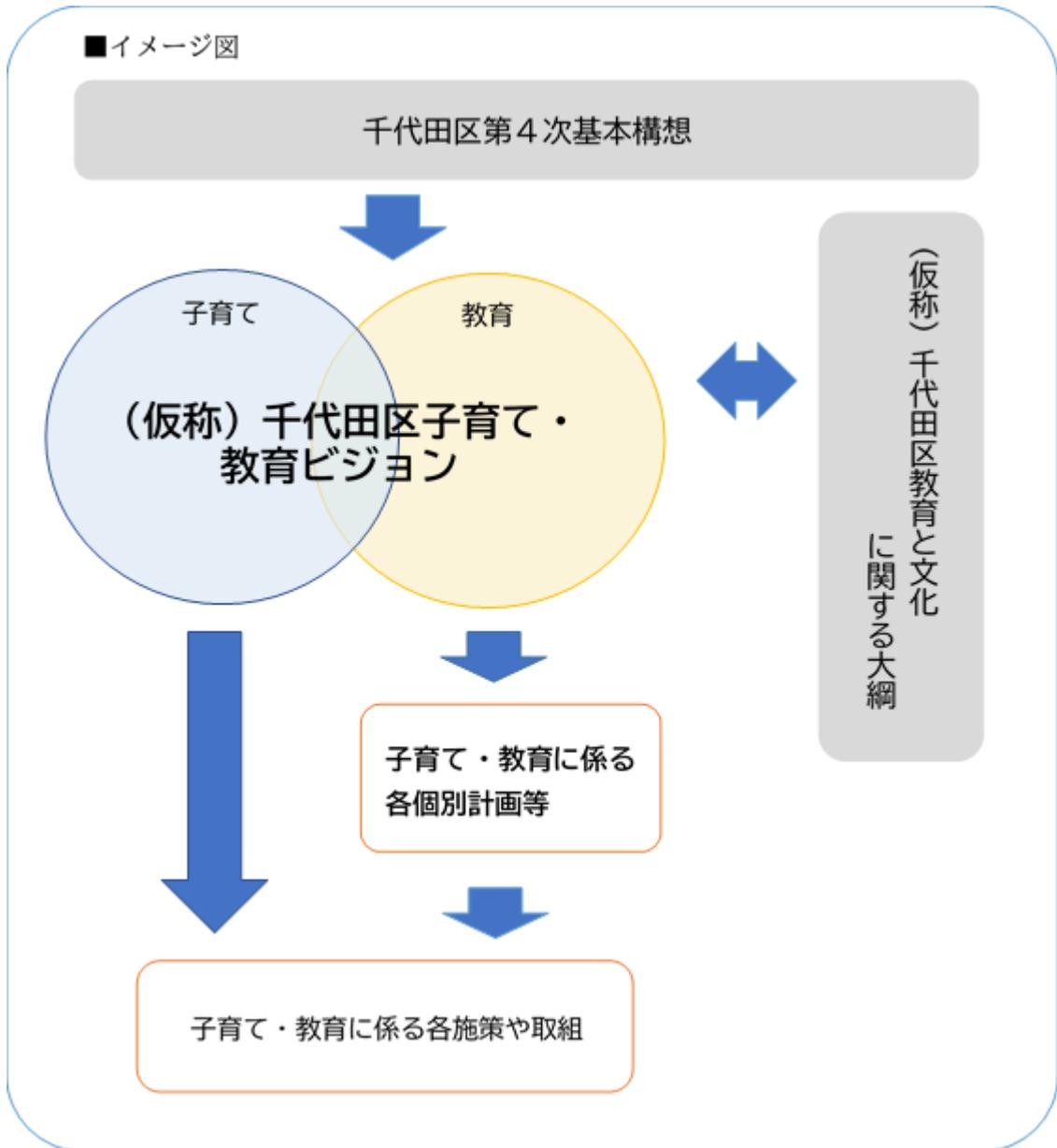
- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- 千代田区は、令和5年3月、区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものとして、「千代田区第4次基本構想」を策定しました。本ビジョンは、同基本構想を踏まえつつ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき区長が策定する「（仮称）千代田区教育と文化に関する大綱」との整合性を図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

■イメージ図



これまでの主な経緯等

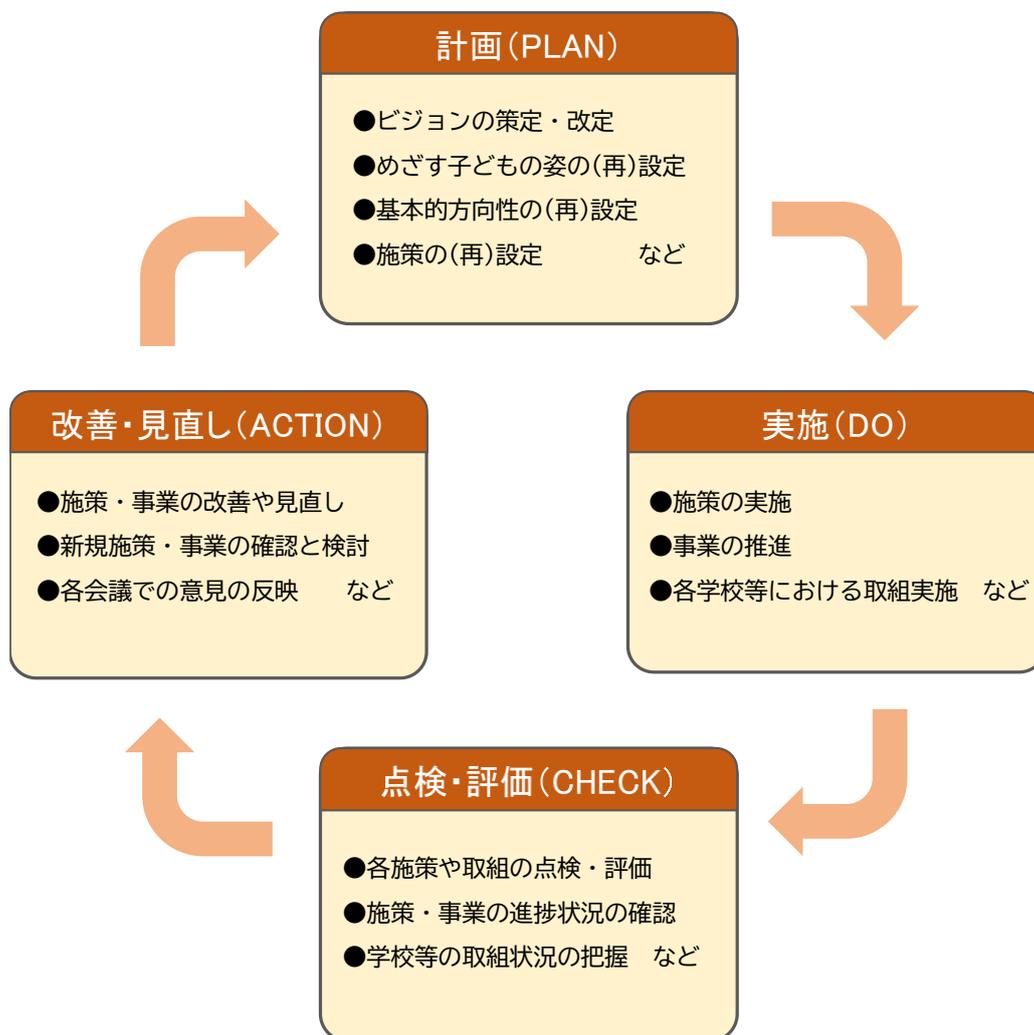
- 平成 22 年 4 月、千代田区教育委員会は「千代田区共育マスタープラン」を策定し、その中で「共育」を次世代育成支援施策及び教育施策の基本理念としました。「千代田区共育マスタープラン」は、教育基本法に基づく千代田区としての教育振興基本計画を包含するものとして策定しました。
- 平成 27 年 4 月、国は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を施行し、「新教育長」や総合教育会議を設置すること、教育や文化等の振興に関する総合的な施策の大綱を首長が策定することなどが規定されました。
- 平成 28 年 3 月、千代田区は、「共育」の考え方を今後も引き続き発展させるとともに、子どもの健やかに育つ権利の実現と、0 歳から 18 歳までを見通した次世代育成支援施策及び教育施策を進めていくことをあらためて確認し、「千代田区共育大綱」を策定しました。また、併せて千代田区教育委員会においても、「千代田区共育マスタープラン」に代わり同施策の基本的な方針を定めるものとして、「千代田区共育ビジョン」を策定しました。
- 平成 29 年 3 月、千代田区教育委員会は、「千代田区共育大綱」と「千代田区共育ビジョン」で示した方針に基づき、施策の計画的な推進のため「千代田区共育推進計画」を策定しました。同計画は、次世代育成支援施策の基本計画と、教育振興基本計画との 2 つの性格を併せもつものです。

2 ビジョンの期間

本ビジョンの期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

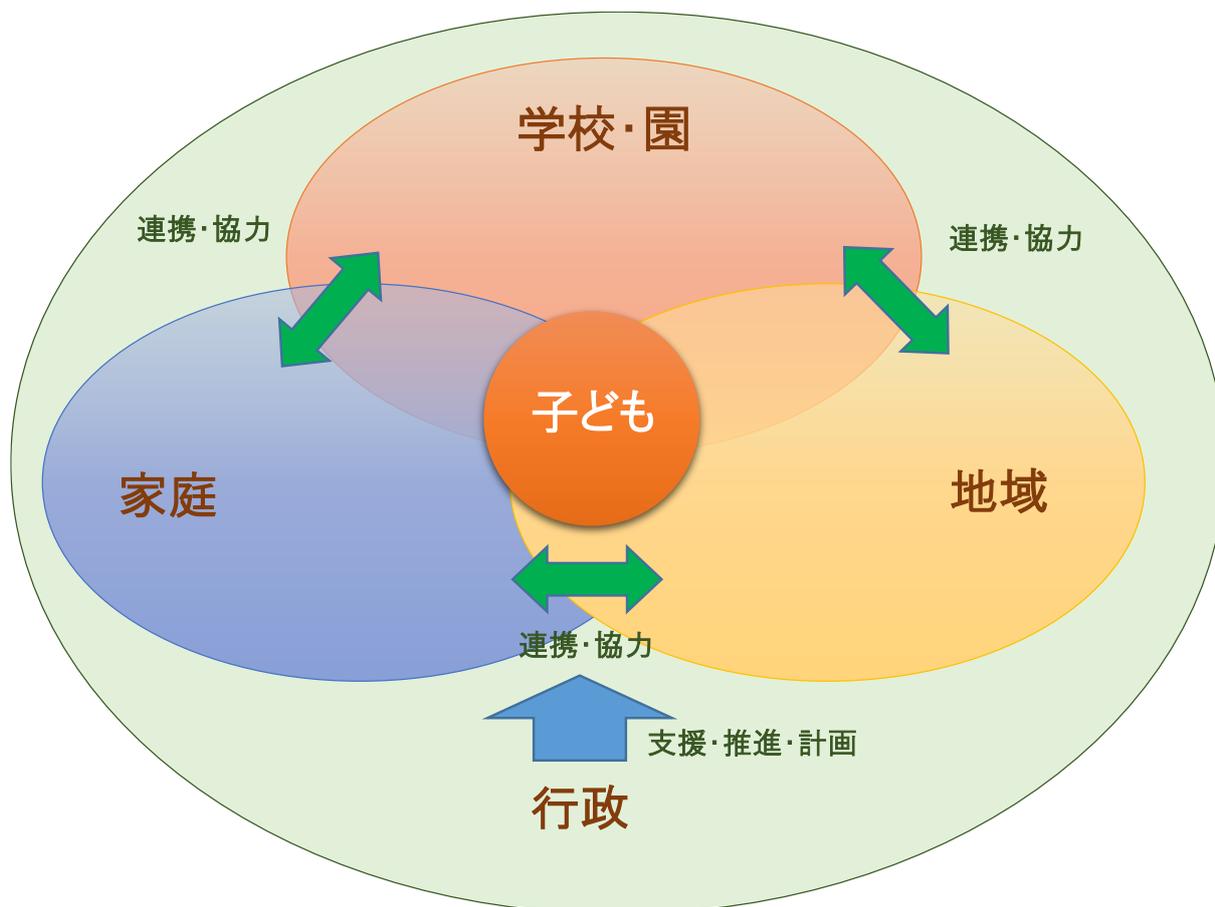
3 ビジョンの評価

- 本ビジョンに体系づけられた各施策や取組については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検・評価（以下「点検・評価」という。）を活用することで取組内容を検証します。
- より実効性の高い施策展開が可能となるよう、取組の実績や効果等について自己評価を行うとともに、この自己評価に対して学識経験者の知見を活用し第三者の視点から評価を行い、その後の施策展開に反映させていきます。評価結果を議会へ報告するとともに、区ホームページで広く区民に公表し、行政の透明化を図っていきます。
- 進捗状況や取組内容の検証、課題や成果等を踏まえた改善などPDCAサイクルを基本として、よりよい施策を実行していきます。



4 ビジョンの推進体制

- 本ビジョンの推進に当たっては、教育委員会だけでなく、庁内関係部署との連携が必要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める総合教育会議で区長と教育委員会とが教育課題や取組等について協議し、教育施策に反映するとともに、関係部署と連携・協力していきます。
- 子どもの育成・教育は、学校・園のみならず、家庭、地域の総合力を発揮することが重要であり、区民や地域団体、企業や大学等との連携・協力が欠かせません。教育委員会は、これら多くの関係者との連携・協力の下、子どもの育ち・学びを支える仕組みづくりを進めていきます。



第2章 子どもや教育を取り巻く状況

1 社会の動き

- グローバル化の進展や情報化の波は、人々の価値観を多様化させ、またその生活を大きく変えてきました。それと同時に、国際社会の動向が人々の日常にも影響を与えるという社会構造をもたらしました。

次々と変容していく時代の中、様々な地球的規模の課題が発生し人々の生活を脅かしかねない状況が続いています。これらの解決のため、異なる背景をもつ者同士が互いに協力し合い、共存・共生を図りながら持続可能な社会の構築を目指すことが必要になっています。

- 目まぐるしく変化する時代が続く中でも、特に現代は将来の予測が困難な時代とされており、VUCA¹時代ともいわれています。新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化はその象徴ともいえますが、その他にも、人口減少や少子・高齢社会、気候変動、価値観の多様化がもたらす新たな対立など、社会課題は新たな局面を迎えています。次代を生きる子どもたちは、これら社会課題とともに、これからの予測できない課題に直面していくこととなります。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会においてICTの活用が一層活発化されるとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX²）の考えが浸透しました。教育分野においても、DXの視点が必要となっています。教育DXは、単に紙と鉛筆、黒板とチョークをデジタル機器に置き換えるということではなく、デジタル技術を用い、データを活用しながら学習のあり方や教え方等を変革していくということです。

- 一方、コロナ禍で様々な人的交流が抑制されたことは、地域社会をはじめとする人と人のつながりの大切さを実感する機会ともなりました。また、学校の臨時休業により、子どもたちの心身の健康を保障するという、居場所としての学校の役割が再認識されました。子どもの健やかな育ちのため、家庭、学校・園、地域等が一体となった支援を続けていくことが重要です。

¹ Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった言葉

² デジタル技術によりサービスや業務、組織等を変革すること

2 子どもの権利に関する動き

- 我が国は、平成6年に児童の権利に関する条約を批准しました。同条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則として、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していこうとするものです。この条約を基に、児童福祉法の改正など、子どもの権利に関する国内法が整備されてきました。

- 令和5年4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、その環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して制定されたものです。

同法では、差別の禁止や生命、生存及び発達に関する権利のほか、子どもの意見表明機会の確保や子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられています。また、国や地方公共団体に対し、こども施策の策定等に当たって子ども等の意見反映に係る措置を講ずることを義務付けています。

- こども基本法の施行と同時に、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。こども家庭庁は、これまで複数の省庁が担当していた子どもに関する事務を担うこととなります。また、子ども政策全体の司令塔として、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもや子育て当事者の視点に立った「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。

3 国の教育施策等

(1) 学習指導要領等

国は、平成 29 年 3 月に幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領等を、平成 30 年 3 月に高等学校の学習指導要領を改訂しました。

改訂された学習指導要領等では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」の実現が重要だとしています。その上で、育成すべき資質・能力として、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの柱が掲げられるとともに、これらの資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学びの実現」という視点での授業や指導の改善について示されています。

なお、保育所保育指針等についても幼稚園教育要領と同時期に改訂が行われ、幼児教育の一翼を担う施設として、教育に関する内容について同要領との更なる整合性が図られています。

(2) 令和の日本型学校教育

中央教育審議会は、令和 3 年 1 月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」の答申を取りまとめました。

この答申は、学習指導や生徒指導など、学校が児童・生徒の状況を総合的に把握し指導してきたこれまでの日本型学校教育を評価した上で、これから直面する時代の変化に向け、必要な改革を行い令和の日本型学校教育を実現するとしたものです。この中では、学習指導要領を踏まえながら、全ての子どもたちの可能性を引き出すため、個別最適な学びと協働的な学びをそれぞれ充実させることなどが示されています。また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTが必要不可欠なものであるとしています。

(3) 我が国が目指す社会 (Society 5.0)

国は、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）において、我が国が目指す社会として、「Society 5.0¹」を掲げました。同計画では「Society 5.0」を、国民の安全と安心を確保する持続可能性と強靱性を備えつつ一人ひとりの多様な幸せ (well-being) が実現できる社会と示しています。また、その実現のための人材育成として、初等中等教育段階から課題に立ち向かう探究力を強化する必要があるとしています。

(4) 第4期教育振興基本計画

令和5年6月、国は第4期教育振興基本計画を閣議決定しました。同計画は、5つの基本的な方針と16の目標から構成され、第3期教育振興基本計画以降に生じた社会の潮流を踏まえ策定されています。

同計画では、教育基本法の理念等の実現がこれからの時代において変わることのない教育の「不易」であるとしつつ、そのためにも社会や時代の「流行」を取り入れることが必要という、教育の「不易流行」の考えを基調としています。また、社会の現状を踏まえながら、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング²の向上」をコンセプトに掲げています。

4 千代田区の人口状況

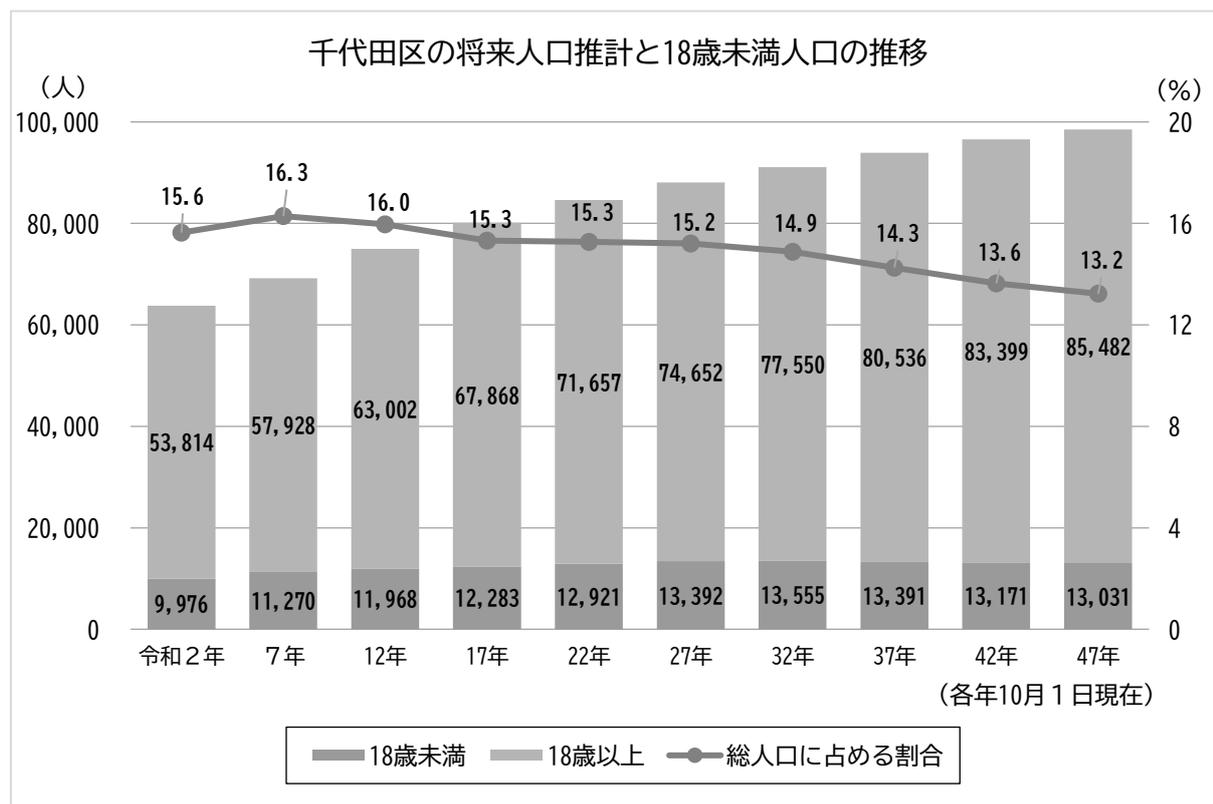
- 我が国は21世紀初頭から人口減少社会に突入し、少子高齢化も急速に進んでいます。一方で千代田区は、平成12年に住民基本台帳人口が39,297人まで落ち込みましたが、平成13年以降増加が続き、令和6年1月1日時点の同人口（外国人を含む）は68,755人となっており、さらに今後も増加する見込みとなっています。また、外国人人口についても、平成27年以降、一時的な落ち込みはあったものの増加傾向であり、令和6年1月1日時点の住民基本台帳上の同人口は3,858人となっています。
- 区立小中学校（中等教育学校前期課程含む）に通う児童・生徒数も増加傾向にあり、平

¹ サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会

² 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念

成 25 年には 3,506 人であった同児童・生徒数は、令和 5 年で 4,474 人（いずれも 5 月 1 日時点）となっており、今後もこの増加傾向は続く見込みです。

また、区立小中学校における日本語指導を必要とする児童・生徒の数も年々増加している状況です。



【出典】 令和3年度千代田区人口ビジョン

※令和2年国勢調査（10月1日時点速報値）における千代田区の日本人人口を基準にしたもの

※当該推計は日本人のみ

第3章 基本理念及び体系

1 基本理念

子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、 一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす

- これからの時代を担う子どもが健やかに育ち、将来にわたって幸福な生活を送るためには、家庭と学校・園、地域等が一体となって共に子どもの成長を支え、見守っていくことが不可欠です。

子どもの養育と発達に対する第一義的な責任は家庭にあります。子どもの成長にとって家庭環境は重要です。保護者は、子育てにおける家庭の責任を十分に自覚すると同時に、常に「子どもの最善の利益」を考えながら子どもを育てていかなければなりません。

また、子どもの成長において学校・園の果たす役割が大きいことは言うまでもありません。子どもは、子ども同士や教員等の大人など多様な人間関係の中で成長していきます。学校・園は、全ての子どもにとって安心できる学びの場である必要があります。

さらに、学校・園だけではなく、地域や団体、企業等が子どもや子育て家庭を支えていくことも重要です。子どもが千代田区に愛着をもつとともに、様々な価値観を尊重する力を身に付けるためにも、地域社会が子どもに関わりをもつことが求められます。

- 全ての子どもが誰一人取り残されることなく、変化の激しい時代を生き抜いていくためには、一人ひとりのもつ可能性を最大限に伸ばしていくことが重要です。そのためには、子どもたち一人ひとりの多様な能力や適性等を的確に捉えるとともに、その成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、きめ細かい指導・支援を行っていかなければなりません。

全ての子どもが充実した時間を過ごせる教育・保育活動を実施し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から教育期まで、すなわち0歳から18歳までの連続した次世代育成支援施策及び教育施策を推進していく必要があります。

- 児童憲章では、「児童は、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる」とされ、「すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と宣言されています。また、児童の権利に関する条約では、「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」とされています。

子どもの健やかな育ちを実現するため、子どもに関する施策の展開に当たっては、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を尊重し、子どもの最善の利益を考慮していきます。

2 子育て・教育ビジョンの体系

基本理念を実現するために、「めざす子どもたちの姿」を掲げ、具体的な施策展開のために基本的方向性を示します。

地域全体で子どもを見守り、めざす子どもたちの姿を実現できるよう、基本的方向性に従った施策を実施します。



3 めざす子どもたちの姿

「千代田区子育て・教育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもたちの姿として、次のような人づくりを目指します。

(1)主体的に判断する

- ◎習得した知識・技能を思考・判断・表現に生かす人
- ◎失敗を恐れず、様々な課題に意欲的に取り組める人
- ◎情報を読み解き自己の信念に従って行動ができる人
- ◎自己肯定感や自尊感情をもち高めることができる人

変化が激しく予測困難な時代の中でも、自己の能力や個性を生かしながら主体的に判断し行動する人づくりを目指します。

- VUCA時代といわれる今後の社会を主体的に生きていくためには、その基礎となる力を確実に培っていくことが求められます。必要な知識・技能を身に付けるとともに、それを自己の思考・判断・表現等に生かし、更に向上させていくことが重要です。
- また、子どもたちは、これから歩んでいく人生の中で様々な課題に遭遇します。これら課題は社会的な課題もあれば個人的な課題もあるでしょう。これら課題を解決する過程では、失敗を恐れず粘り強く取り組み、その経験の中で新たな発見、成長を繰り返すことが大切です。
- SNS等の普及により、インターネット上で誰もが容易に自己発信ができ、その情報を簡単に入手できる社会となりました。こうした社会の中では、自分の考えをしっかりともちながら情報を読み解き、判断し、周囲に流されることなく行動すること、そして現実社会における人と人との触れ合いの中で自分を見つめ直すことが重要です。
- 子どもたちが自分の能力を磨き、失敗を繰り返しながら経験を積み、様々な情報が行きかう中で主体的に生きるためには、自分自身を大切にできる力を身に付けなければなりません。全ての子どもが、自分自身を受け入れ自己肯定感と自尊感情を高めていくことができるよう、子どもの可能性を信じ、一人ひとりの個性に応じた指導・支援を行っていく必要があります。

(2)多様な人々と共に生きる

- ◎周囲の人と対話し、協働して課題を解決できる人
- ◎感性を磨きつつ、思いやりや慈しみの心をもつ人
- ◎多様性を受け入れ、他者の価値観を尊重できる人
- ◎自国の文化や地域を理解し、愛着と誇りをもつ人

他者への思いやりの心を持ち、様々な価値観を尊重しながら周囲と協働できる人づくりを目指します。

- 人と人が結びつき支え合いながら成り立っているこの社会では、周囲の人と相互に理解を深め、共に生きていく姿勢が重要です。他者との相互理解のためには、十分な対話が必要不可欠です。また、複雑化する社会の課題を解決するためには、様々な背景や考えをもつ人々と協働し、知識や意見を共有しながら新たな解を創出していくことが求められます。
- また、周囲との相互理解や協働に当たっては、人間らしい豊かな感性で思考し行動することが大切です。豊かな感性は、他者に対する思いやりや慈しみの心を育てることにもつながります。子どもたちが、他者の存在を尊重するとともに、周囲からも尊重され自分らしく生きることができるようになることが必要です。
- グローバル化や価値観の多様化が言われて久しい中、様々な人々と共に生きていくためには、異なる価値観に対する柔軟性やそれを受容することが重要です。年齢や性別、国籍や障害の有無にかかわらず、他者の存在や価値観を尊重し、互いに理解し合うことが求められます。
- 一方、多様な文化や価値観を尊重するためには、自国や自分の住む地域の歴史・文化を理解し、誇りをもつことも重要です。これからの時代を生きるに当たっては、自己のアイデンティティをしっかりと認識しながら、異なる文化や価値観を尊重し様々な人々と共生していくことが求められています。

(3)自ら未来を切り拓く

- ◎高い志をもって、現実と向かい合うことのできる人
- ◎社会の変化を柔軟に受け止め、粘り強く挑戦する人
- ◎自己の学びを他人や社会のために生かそうとする人
- ◎未知の課題を発見、解決し新たな価値を創造する人

予測できない未来に向けて、高い志と柔軟な精神をもって挑み、社会のために自己の力を発揮できる人づくりを目指します。

- 社会の変化の激しい時代においては、そのような変化を前向きに捉え、高い志をもって様々な課題にもしっかりと向き合うことが求められています。
- また、社会の変化を柔軟に受け止め、未知の課題に粘り強くチャレンジし、生涯にわたって学び続けていく姿勢が重要です。
- さらに、一人ひとりが自分自身のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、様々な人と協働しながら課題を乗り越えていくことが、持続可能な社会を実現するためには重要です。他者とのつながりや関わりの中で生きていることを自覚し、相互に多様性を認め合い、他者や社会のために自らが学んだことを生かしていくことは、豊かな人生を歩む上で欠かせません。
- 近年、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化等、これまでに経験したことのない複雑かつ困難な課題への対応が求められています。誰も正解を知らない、答えが分からない状況の中で、何が課題か、どう解決していけるのかを考えていかなければなりません。そして、変化の激しい時代を乗り越えていくためには、発見した課題に対し自らの可能性を発揮しながら取り組み、伝統や文化を大切にしながらも、新しい価値を創造していくことが必要です。

第4章 基本的方向性

1 豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進

(1) 現状と課題

- 様々な文化や価値観を有する人々と共に生きていくことが当たり前となっていくこれからの時代は、全ての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現がこれまで以上に求められます。また、多様性を認め合い相互に理解する心をもつとともに、自分を価値ある存在として認識することも重要です。
- デジタル化やオンライン化が進み、高度に情報化された社会が到来しています。そのような社会であるからこそ、思いやりの心や他者を尊重する気持ち、社会性や規範意識などを育むとともに、実体験の中で人と関わり、人と人のつながりの大切さを感じる経験が重要です。
- 読書活動は、言語能力の向上のためだけでなく、子どもの精神的な成長にとって不可欠なものです。読書により、子どもたちは新しい世界を知り、想像力や他者への共感、思いやりの心など、豊かな感性を育むことができます。また、文字や活字は知の探究であり、文化を育むものでもあります。子どもたちが常日頃から読書や文字・活字に親しむ機会の確保が求められます。
- 千代田区では、「いじめ防止等のための基本条例」や「いじめ防止等のための基本方針」を制定し、いじめ問題に対し総合的に取組を進めています。いじめ防止に当たっては、心の教育を重視した学校づくりや、いじめや差別を許さない雰囲気を作るのが重要です。また、児童・生徒が相談しやすい体制づくりを行うとともに、いじめの兆候等を見逃さず、早期発見や早期対応を図っていくことが必要です。

(2) 施策の方向性

● 人権教育の推進

子どもたちが発達段階に応じて、人権に関する知的理解を得るとともに人権感覚を養い、意識や態度、実践的な行動力など様々な資質・能力を身に付けられるよう、教育活動全体を通じて人権教育を推進します。また、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みます。

● 豊かな心を育む教育の推進

乳幼児期からの身近な大人との信頼関係を基盤に、思いやりや命の大切さ、自己肯定感、規範意識などを育みます。また、多様な他者との学び合い等を通し様々な価値観等を尊重する態度を育成します。

● 読書活動の推進

朝読書や読み聞かせ、ビブリオバトルの実施などにより、子どもたちが読書に親しむ環境をつくり、豊かな感性を育みます。また、調べ学習に当たって学校図書館等を活用するなど、本を手にする機会を確保していきます。

● いじめの防止対策の推進

人権教育や道徳教育を充実させ人権感覚や他者への思いやり、自尊感情などを育むとともに、全ての児童・生徒が達成感をもてるような学級づくりを推進します。また、アンケートの実施や外部人材の活用等により児童・生徒の状況把握を行うとともに、家庭や関係機関と連携しながらいじめ問題に対し組織的に対応していきます。

(3) めざすべき姿

- 人権教育の確実な推進により、子どもたちが人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようになっていきます。
- 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実により、子どもたちに、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性が養われています。また、自然体験活動や集団宿泊活動、地域行事への参加など豊かな体験活動の積み重ねにより、自然を大切にす心や社会に参画する態度等が育まれています。
- 学校・園をはじめ家庭や地域での生活の中で、子どもたち一人ひとりが大切にされ、信頼できる大人との信頼関係が築けています。
- 教科や学校行事を通して、障害の有無等にかかわらず多様な子どもたちが共に学び交流する機会や、障害者スポーツに触れる機会などを確保することにより、子どもたちが多様性を尊重する態度を身に付けています。
- いじめはどの学校でも、どの児童・生徒でも起こりうるとの認識に立ち、早期発見・早期対応を基本とした取組を行うとともに、いじめの起きない風土づくりやいじめを見逃さない体制を整えることにより、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができます。

人権教育・道徳教育の推進

多様性を尊重する心を育み、共生社会の担い手となる人材を育成するためには、人権感覚を身に付け、道徳性を伸長することが重要です。

千代田区では、人権教育の一層の充実を図るために東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム」を活用して、幼児・児童・生徒がその発達段階に応じた各学校・園の人権教育計画をもとに、様々な人権課題について学びます。自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重し、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことができる子どもを育てていくための教育活動を進めています。

また、道徳教育では、特定の価値観を押し付けるのではなく、発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」を進めています。

こうした実践が充実したものとなるよう、道徳教育に関する専門家である「心の教育コーディネーター」を派遣し、教職員研修の充実や道徳授業地区公開講座への活用を進め、学校、家庭、地域が連携した取組を推進しています。



2 全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進

(1) 現状と課題

- 千代田区は平成14年4月、全国の先駆けとして幼稚園と保育園を一元化した千代田区独自の「こども園」を創設し、地域の子どもが保護者の就労状況で区別されることなく、同じ内容の育成課程を受けられる取組を開始しました。
また、一部の幼稚園に保育所を併設した幼保一体施設を設け、子どもの成長や学びの連続性を考慮した幼児教育・保育を提供するとともに、小学校8校に幼稚園・こども園8園を併設し、幼児期から学齢期への円滑な接続を図っています。
- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な時期です。子どもは、同世代や大人との関わり、遊びや生活などの中で学び、成長していきます。就学前施設においては、その施設類型にかかわらず子どもが発達に必要な体験を得られるよう、自発的な活動としての遊びを生み出すための環境を整えていくことが必要です。また、幼児期に身に付けたことを学校教育での学びに円滑につなげ、子どもたちのより一層の成長に結びつけていかなければなりません。
- 学校教育において、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図るためには、日々の授業において子どもたちが「わかる」を繰り返し、達成感をもって学習に臨めるようにすることが必要です。
- 指導の個別化と学習の個性化による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動などを通した「協働的な学び」の一体的な充実により「主体的・対話的で深い学び」を実現し、全ての子どもたちの可能性を伸ばし、持続可能な社会の創り手を育成していくことが求められています。
- 千代田区は、都内で唯一、基礎的自治体として中等教育学校を設置しているほか、中学校2校を学校選択制とし、中等教育における選択の幅を広げています。引き続き、0歳から18歳までを見通した学びの保障により、未来を担う次世代の育成に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向性

● 就学前施設における学びの実践

子どもたちが就学前に育みたい資質・能力を身に付けられるよう、信頼関係を築きながら子ども一人ひとりの理解に基づき、遊びを通した主体的な活動や望ましい体験を保障する環境構成や適切な援助に取り組めます。また、保育公開や実践事例の共有等により実践力を高めていきます。さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにして、保幼小の教職員が子どもの育ちを共有しながら、乳幼児期から児童期の発達の流れを

踏まえた指導に取り組めます。

● 基礎学力の定着

少人数指導や習熟度別指導のほか、ICTも活用した指導の個別化を進めることにより、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、基礎学力の定着を図ります。

● 「主体的・対話的で深い学び」の実現

子どもたちが見通しをもって粘り強く取り組み、自己の考えを広げ深めながら問題を見出して解決策を考え創造に向かう学びができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を進めます。

● 連続性ある学びの保障

保育・幼児教育・初等教育・中等教育の連続性の中で、全ての子どもたちの可能性を伸ばし、未来を切り拓くための資質・能力を育成できるよう、質の高い保育・教育の維持・向上に取り組めます。また、研修等の充実により教職員の指導力等の向上を図ります。

(3) めざすべき姿

- 就学前施設における乳幼児教育のより一層の充実を図ることで、園が子どもたちにとって豊かな経験を得られる場となり、子どもたちに生きる力の基礎が育まれています。また、発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実により、子どもたちの資質・能力が伸ばされています。
- 学習内容の確実な定着とともに、一人ひとりに応じた学習活動・学習課題の提供や多様な他者との協働を充実させることにより、全ての子どもたち一人ひとりの可能性が最大限伸ばされ、新しい時代に必要な資質・能力を身に付けています。
- 0歳から18歳までにわたる質の高い保育・教育を提供することにより、子どもたちが将来にわたって幸福な人生を送るための力を育むことができます。

3 健康で安全に生活する力を育む教育の推進

(1) 現状と課題

- 人生 100 年時代を迎えつつある今、豊かで充実した人生を送るためには、生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことがますます重要となっています。そのためには、子どもの頃から運動やスポーツに親しみ、体力を維持向上させていくことや、健康的な生活習慣を形成すること、健康で安全な生活を送るための資質・能力を身に付けていくことが欠かせません。
- 体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康維持の基礎となるだけでなく、意欲や気力などの精神面の充実など、人間の心身の健全な発達・成長を支えるものです。子どもたちが運動を通じて自ら体力を高めていく習慣を身に付けられるようにすることが必要です。
- 健康的な生活を送るためには、規則正しい生活リズムや生活習慣のほか、健全な食生活を実践していくことが重要です。一方、人々の生活状況の変化などにより、その実践が困難な場面も生じています。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって心身ともに健やかに生き、豊かな人間性を育む基礎を培うための取組が必要です。
- 自然災害や交通事故、犯罪等、子どもたちを取り巻く安全に関する環境は、年々変化しています。子どもたちが学校・園で生き生きと、安心して学べるようにするためには、その安全が確保されていることが不可欠です。また、子どもたちが自ら安全に行動し、生涯を通じて安全な生活を送る資質・能力を培っていくことが求められます。

(2) 施策の方向性

● 基礎体力の向上

国や都の調査を活用しながら子どもたちの体力状況を把握・分析し、体力向上に係る取組の成果と課題を検証してその改善を行うとともに、脳・神経・筋肉等の調和的発達を促進する取組を進めるなど、子どもたちの基礎的な体力向上を図ります。

● 部活動における指導体制の充実

部活動の指導において地域人材の活用や外部委託を図ることにより、より最適で安定した指導が行える体制を構築するなど、子どもたちが安心して継続的に部活動に取り組める環境を整えます。

● 食育の推進

栄養バランスのとれた学校給食の提供のほか、各教科での指導等に関連させながら、栄

養のバランスや規則正しい食生活、自然の恩恵・勤労への感謝や食文化についてなど、食育を推進していきます。

● 危険を回避する力の育成と安全管理

刻々と変化する自然状況や社会状況に的確に対応しながら、子どもたちの発達段階等に
応じた安全教育や防災教育を推進します。また、家庭や地域等との連携や情報共有を密に
しながら、安全で安心に学校・園生活が送れるような環境を整えていきます。

(3) めざすべき姿

- 運動やスポーツの楽しさ、大切さを実感できる取組を継続するほか、スポーツを通じ
て他者と関わる楽しさを実感する機会を充実させることにより、子どもたちが生涯にわ
たって心身の健康を保持増進することができる資質・能力を身に付け、自ら体力を高め
る習慣が涵養されています。
- 健康的な生活を送れるよう、望ましい食事の手本となる献立開発等により学校給食の
一層の充実を図るとともに効果的な食育を進め、子どもたちが生涯にわたって健やかに
生きるための基礎が培われています。
- 教育活動全体を通じて安全教育や防災教育を進めることにより、子どもたちに生涯を
通じて安全な生活を送る基礎や災害に適切に対応する能力の基礎が培われているととも
に、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力が育成されて
います。また、地域等との連携をこれまで以上に深めて安全で安心な通学路の環境確保
を図るなど、学校・園の安全管理が進んでいます。

4 予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成

(1) 現状と課題

- Society5.0の到来など社会が劇的に変化していく中、子どもたちが持続可能な社会の創り手として活躍していくためには、予測困難な未来を前向きで主体的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けることが大切です。
- 学習指導要領では、情報活用能力¹を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けました。情報活用能力は、情報を受け身ではなく主体的に捉え、何が重要かを主体的に考えながら見いだした情報を活用して他者と協働し、新たな価値を創造するために重要な能力であるとされています。また、情報社会の中では、様々な情報技術を受け身ではなく主体的に選択していくことや、手段として効果的に日常生活の中で活用していく力が必要です。
- 未来の担い手である全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出していくためには、一人ひとりの特性や学習進度等に合わせた指導の個別化や、子どもが興味関心に応じて学習を広げていく学習の個性化といった、子どもが自己調整して学習を進めていくことが重要になってきます。また、その実現のためには、ICTを有効に活用していくことが不可欠です。
- 千代田区では、国の「GIGAスクール構想」を受け、令和2年11月から区立学校の児童・生徒に一人一台のタブレットパソコンを配布しています。また、ICTを活用して学び方・教え方・働き方を改革し、子どもの学びを未来につなげるための取組として「ちよだスマートスクール」を推進しています。
- スマートフォンやSNSの急速な普及とともに、その利用も低年齢化が進んでいます。子どもたちには、情報社会での行動に責任をもつことや危険回避など情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、情報モラルを身に付けることが必要になっています。
- 予測困難な時代の中、子どもたちが社会的・職業的に自立し、自分らしく生きていけるようにするためには、その基盤となる力を身に付けることが必要です。目標に向けて主体的に学ぶ態度や、社会に参画する意識、勤労観や職業観を育てていくことが求められます。
- 社会の課題が複雑・困難化している中、持続可能な社会の創り手として活躍できる人

¹ 世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むとされている。

材育成のためには、実社会の課題発見や解決に生かせる学びの充実が求められます。

(2) 施策の方向性

● ICTやAIを活用した教育の推進

引き続き「ちよだスマートスクール」を推進し、これまでの実践を踏まえながらICTを効果的に活用して子どもたちの資質・能力を育てていくとともに、子ども自身が学習方法を定める学びを目指します。また、ICTの活用や情報技術に係る教員の資質・能力の向上を図るほか、適切なICT環境の整備・更新を行っていきます。さらに、AIなど新たな技術を学びに生かしていくための検討を進めていきます。

● 情報社会の中で適正に活動する力の育成

様々な機会を捉えながら地域や団体等とも連携し、子どもたちが社会の一員として安全に情報や情報機器を利用し、将来の新たな危険の出現にも対応できるよう、情報モラル教育を推進していきます。

● 社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成

学ぶことの意義や働くことの意義、社会への貢献について考え、主体的に学びや学校生活に取り組むことができるよう、特別活動をはじめとする様々な教育活動の中でキャリア教育を推進していきます。

● 社会課題を解決する力の育成

各教科等において探究的な学習活動を充実させるほか、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育を推進するなど特色ある教育活動を実施し、子どもたちが新たな価値を創造し社会の創り手となれる力を育てていきます。

(3) めざすべき姿

- 情報活用能力をはじめ未来社会を切り拓くための力の育成が図られているとともに、一人ひとりに合った豊かな学びが実現されています。また、子どもたちが情報社会の中で社会の一員として適正に活動するための考え方や態度を身に付けています。
- 学習履歴をはじめとする教育データの可視化や分析を図り、教員がデータに基づいた指導を行うほか子ども自身が自己の学習状況を把握することで、全ての子どもたちの可能性が最大限に伸ばされています。

- 子どもたちが、困難な未来を切り拓き自分らしく生きるとともに、社会的価値を創造していけるよう、学校における教育活動全体で資質・能力の育成が図られています。

生成A Iの活用について

- ・ 生成A Iは、新たな情報技術として急速な発達を遂げ社会に普及し始めています。多大な利便性の一方で、活用や規制の国際的なルール作りに向けた議論が始まったばかりであり、個人情報流出や著作権侵害のリスク、偽情報の拡散や学習意欲等への影響など、活用に伴う様々な懸念が指摘されてもいます。
- ・ このような状況を踏まえ、文部科学省は令和5年度、学校関係者が現時点で生成A Iの活用の適否を判断する参考資料として、「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」を取りまとめました。また、これに基づき、教育現場での生成A I活用に関し今後の更なる議論に資するよう、知見の蓄積を進めるため、生成A Iパイロット校を募集しました。千代田区では、九段中等教育学校がこれに応募し、同パイロット校としての指定を受けました。
- ・ パイロット校として同校では、教員の研修会を行ったほか、生成A Iを活用した授業を実施し、校内での実践を図りました。
- ・ 同校では今後も、生成A Iを活用した授業を全学年で実施するなど、情報活用能力の一部として生成A Iの仕組みの理解を深め、生成A Iを適切に学びに生かす力を高めるための取組を進めていきます。

5 グローバルに活躍する人材の育成

(1) 現状と課題

- グローバル化が進展する中では、世界の人々と対話し協働していく機会が増えていくことが見込まれています。また、近年、千代田区においても外国人人口は増加傾向にあり、地域で外国人と交流し、共に暮らしていくことが当たり前となってくるのが想定されます。世界の共通言語となっている英語を操る力や、主体的にコミュニケーションを図る姿勢、自らの考えを論理的に説明できる力等は、これからを生きる子どもたちに必要な資質・能力となっています。
- 平成 29 年 3 月（高等学校は平成 30 年 3 月）に改訂された学習指導要領においては外国語教育の充実が掲げられ、小学校中学年では「外国語活動」が、小学校高学年では「外国語科」が導入されています。
- グローバル社会の中では、自国や自分の住んでいる地域に対する理解を深めていくことが必要です。日本や千代田区の歴史や伝統文化を学び、愛着と誇りをもつ心を育むことは、異なる文化を認める姿勢にもつながります。
- 様々な国・地域の人々との協働や、身近な外国人との交流に当たっては、異なる文化や価値観を理解し尊重する態度が欠かせません。また、日頃から国際的な視野をもって物事を考える力も必要です。子どもたちが多様な文化や価値観と接する機会を確保することや、世界の中の一員としての自覚をもてるようにしていくことが重要です。

(2) 施策の方向性

● 英語力の伸長

研修等の実施により教員の授業力を高めるなど、外国語活動や外国語科の充実を図ります。また、実践的な英語力を身に付けるため、外国人人材や体験型英語学習施設等を活用し、学校内外で生きた英語に触れる様々な機会を創出します。

● 伝統文化への理解促進

授業を通じて日本や千代田区に関する歴史や文化への理解を促進します。また、学校・園の実情に応じ、日本の伝統文化や地域の伝統芸能などに関して特色ある教育活動を行っていきます。

● 多文化理解の促進と国際感覚の育成

多様な文化に対する理解を深めるとともに豊かな国際感覚を育むため、区内大使館等との連携や I C T を活用した海外との交流活動を行い、国際的な交流を推進していきます。

(3) めざすべき姿

- 体験型英語学習施設の更なる利用を進め、目的に応じて英語を活用する機会を充実させるなど、連続性をもった英語教育の推進を図ることにより、子どもたちが生きた英語を身に付け、グローバル社会の一員としてたくましく生き抜き、活躍できる力を身に付けています。
- 国際交流の場や国際理解の機会を充実させることにより、多様な文化について理解を深め、それを尊重する姿勢や異なる文化をもった人々と共に生きていく態度が養われています。また、区内文化財等も活用することで日本や千代田区についての理解が深まり、郷土への愛着と誇りをもつ心が育まれています。

体験型英語学習施設の活用

- ・ 千代田区では、児童・生徒の国際理解教育の一環として、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」(TGG)における体験活動を実施しています。
- ・ TGGは、東京都教育委員会が開設した体験型英語学習施設です。レストランやホテルなど海外での場面を疑似体験しながら、英語を使う楽しさや必要性を体感し、英語を学ぶ意欲を向上させるきっかけとなる場として設置されました。子どもたちにとってこの体験は、英語力の伸長はもちろんのこと、失敗を恐れずにコミュニケーションを図る態度を身に付ける機会ともなります。
- ・ 令和5年度現在千代田区では、小学6年生と中学2年生が本施設を利用しています。本施設の活用を更に充実させ、実践的な英語力を段階的に伸ばしていくとともに、主体的なコミュニケーションを図る態度の育成に取り組んでいきます。



6 子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備

(1) 現状と課題

- 誰一人取り残されない共生社会の実現のためには、教育の現場においても、多様な子どもたちが誰一人排除されずそれぞれのニーズに応じた支援を行うことにより、自立と社会参加に向けた資質・能力を育てていくことが必要です。
- 千代田区では近年、不登校の児童・生徒数が増加傾向にあります。また、全国的にも、令和4年度の不登校児童・生徒数は過去最高となっており、不登校対策の充実が喫緊の課題です。様々な状況を抱える不登校の子どもに対しては、それぞれのニーズに応じた支援を行うとともに、多様な学びの場を確保していくことが求められています。
- 特別支援学級や特別支援教室に在籍・通室する児童・生徒数についても増加しています。全ての子どもがその障害の状態や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を受け、そのもてる力が最大限に伸ばされるよう、インクルーシブ教育を充実させていく必要があります。
- 子育てに目を向けると、身近に頼れる親族等がない、近所付き合いが希薄になっているなど、子育て家庭の孤立化が指摘されています。こうした中、子育てに関する不安や悩みの相談、虐待に関する相談は増加傾向にあり、相談体制の整備とともに、各家庭の状況に合わせた支援の充実が求められています。
- 子どもの障害や発達に関する相談も増えており、区独自の子ども発達センターでは、言語や運動、心理などの専門指導の利用希望者が増えています。今後のニーズの増加に対応できるよう、子ども発達センターの事業拡充や、民間の療育機関など関係機関との連携を含めた、地域における体制の強化が求められています。
- 児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を推進していかなければなりません。そのためには、子ども自身が自分の権利について知ることや、自身の困りごとを相談できる環境が必要です。

(2) 施策の方向性

● 不登校対策の充実

適応指導教室の機能拡充を図るとともに、学校内で教室に入ることの難しい児童・生徒が落ち着いて学べる場所の確保を進める等、子どもたちの個々の状況に応じた支援の充実を行っていきます。また、フリースクールとの連携など多様な選択肢についての検討を進めます。

● インクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向けては、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、そのためには特別支援教育を着実に進めていく必要があります。特別な支援を要する子どもたちが自立と社会参加を果たせるよう、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づき、個性と能力に応じた適切な指導と必要な支援を行います。また、関係機関が有する様々な支援に関する情報を学校・園において適切に活用し、効果的で丁寧なインクルーシブ教育を推進していきます。

● 相談・支援体制の強化

妊娠期から子育て期にわたり、子育てに関する相談に迅速かつ的確に対応できる相談体制を整備し、児童福祉法に基づく「こども家庭センター¹」の設置に向け、妊産婦や子ども、子育て世帯への一体的な相談支援の提供に向けた母子保健と児童福祉の連携の強化と支援の更なる充実を図っていきます。また、虐待相談への対応強化に向けては、児童相談所との更なる連携強化策を検討していきます。

● 児童発達支援の充実

子どもの障害や発達に関する相談に関係機関と連携し適切に対応できるよう、児童福祉法に基づく「児童発達支援センター²」の機能を実施するための体制整備に取り組みます。また、子ども発達センターの利用ニーズに対応するため、運営事業者による専門職員の確保・育成を支援しながら、区内の大学との連携や事業の拡充などに取り組んでいきます。

● 子どもの権利推進

子どもの権利に関する普及啓発や、悩みのある子どもが相談できる窓口についての周知を行い、子どもの権利が尊重される環境を整えていきます。

(3) めざすべき姿

- 不登校の児童・生徒にとって、仮想空間も含めた様々な居場所が校内外に確保され、

¹ 子育て世代包括支援センター（母子保健法）と市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。令和6年4月施行の改正児童福祉法で新たに規定された。

² 未就学児への児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。令和6年4月施行の改正児童福祉法で役割の明確化等について改正された。

誰一人取り残されない学びの保障が実現されています。また、関係機関や外部人材等様々な関係者が連携し、組織的に対応することで、不登校の未然防止や早期の対応が図られています。

- 関係機関の連携を強化することにより、学校・園でのインクルーシブ教育の充実が図られています。また、発達段階に応じた継続的かつ一元的な支援により、障害のある子どもたちが、将来の自立と社会参加の実現に必要な力を培っています。
- 「こども家庭センター」による母子保健と児童福祉の一体的な相談支援により、子育て家庭の不安や悩みへの支援が早期に提供されるとともに、児童相談所との連携強化により、虐待相談への対応が更に強化されています。
- 「児童発達支援センター」を中核とした地域の支援体制が整備され、障害や発達に課題のある子ども一人ひとりへの専門的な相談支援や療育、保護者への支援が提供されています。
- 子どもの権利や相談窓口についての周知が広く図られるとともに、子どもの意見が施策に反映されるなど、児童の権利に関する条約やこども基本法の理念が実現されています。

7 質の高い子育て・教育を支える環境の整備

(1) 現状と課題

- 学校・園は、常に幼児・児童・生徒が安心して過ごせる場であるとともに、時代の要請に応じた教育・保育を提供できる場であればなりません。また、千代田区では、児童・生徒数が今後も増加していくことが見込まれています。これらの状況を踏まえながら、学校・園施設の整備について適切に対応していく必要があります。
- 児童数の増加に伴い、学童クラブの利用者数も増加しています。子どもの健全な育成と子育て家庭支援のため、放課後の安全な居場所を十分に確保していく必要があります。
- 外遊びは、子どもが人間関係や社会規範などを学び、体力や運動能力を身に付けるために欠かせないものです。また、全身を思い切り使うことで自らの運動欲求を満たしたり、身近な自然の事物等と関わって好奇心を満足させたり、子どもが心身ともにバランスよく発達するために不可欠なものでもあります。一方、都心部である千代田区は、校庭や園庭の面積が十分に確保できないなど、のびのびと外遊びできる場が充実しているとは言えない状況です。子どものたくましく健やかな育ちのため、外遊びの場の確保が求められます。
- 共働き世帯の増加等により、子育て家庭のニーズも多様化しています。また、子育てサービスの提供に当たっては、社会状況の移り変わりを注視しながら、子育て家庭における様々な負担の軽減を考慮していくことが求められます。子育てしやすいまちの実現のため、これらの状況を踏まえながら子育て支援策を展開していく必要があります。
- 近年、区内の保育所は、定員に空き状況がみられるようになっています。一方、子育て家庭の働き方やライフスタイルの変化への対応、未就園児や病児、医療的ケアが必要な子どもや発達に課題のある子どもの受け入れなど、保育所に様々な機能が求められており、対応を検討していく必要があります。
- 子どもや教育を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、家庭や学校・園だけでは対応が難しい状況が生じています。家庭だけ、学校・園だけではなく、地域全体が子どもを見守り、子育て・教育に取り組んでいくことが必要です。
- 子育て家庭のニーズや社会的な要請により、様々な対応が学校・園に求められています。学校・園での更なる活動充実のためには、教員・保育士の指導力・保育力の向上のほか、教職員自身が心身を充実させるとともに、子どもと向き合う十分な時間を創出していく必要があります。

(2) 施策の方向性

● 学校・園施設等の確実な整備

幼児・児童・生徒が安心して充実した学校・園生活を送れるよう、今後の人口推計も踏まえながら学校・園施設の整備に取り組みます。

● 安全で安心な居場所づくり

子どもが放課後に安心して過ごせるよう、児童数の状況を踏まえながら学童クラブ等の受け入れ態勢確保を進めるとともに、活動の質の向上に取り組みます。また、限られた環境の中で区内の資源を最大限活用して、戦略的に遊び場確保を展開し、のびのびと安全に外遊びができる居場所を整備していきます。

● 子育て家庭の多様なニーズ等に対応したサービスの提供

子育て家庭のニーズ等や社会状況も踏まえながら、保護者の経済的な負担のほか身体的・精神的負担の軽減を目指し、子育て支援サービスを提供していきます。また、様々な保育ニーズに応えるとともに、空き状況も踏まえた保育所の用途転換も見据え、ニーズ把握を行いつつ保育の量から質への転換を図っていきます。

● 家庭や地域等の連携・協働の推進

家庭と学校・園、地域等が連携し、子どもを共に育ていけるよう、開かれた学校づくりを目指します。また、各学校・園の特色や地域性を考慮しながら、地域人材を活用して特色ある教育活動に取り組みます。

● 教職員の働き方改革の推進

出退勤管理システムにより教職員の勤務状況を把握するとともに、ICTを十分に活用しながら業務の効率化を図り、教職員が本務に集中できる環境を整備します。

(3) めざすべき姿

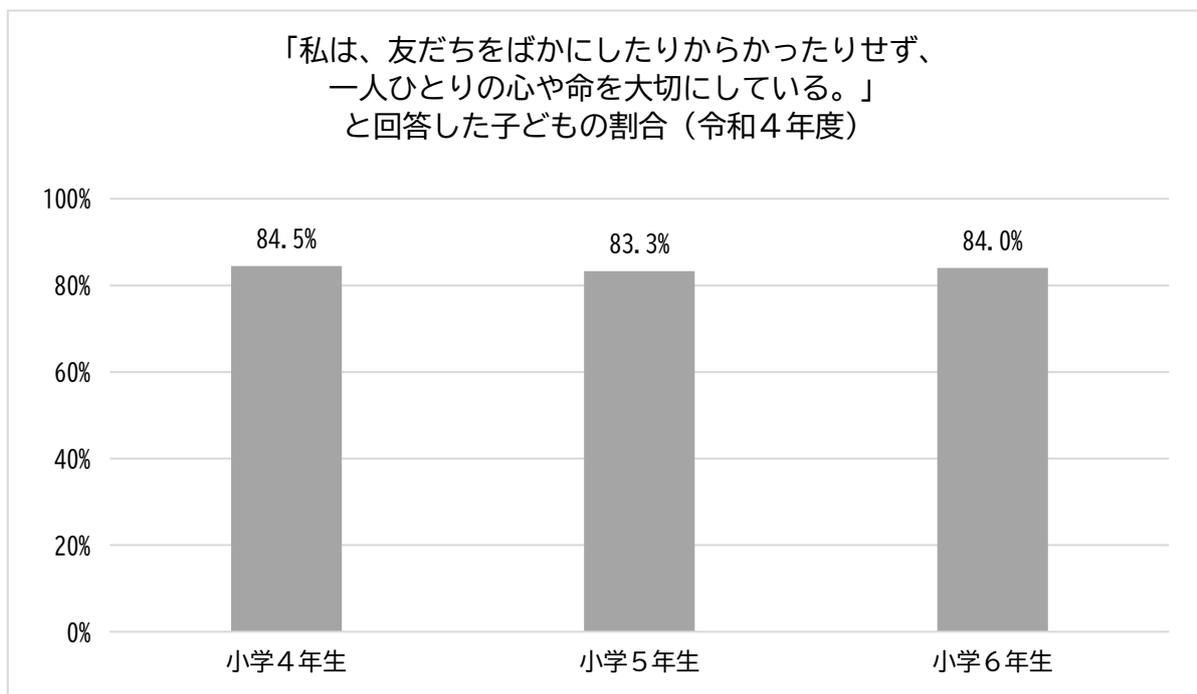
- 学校等の改築では、人口推計を踏まえた施設規模や、時代に応じた教育・保育活動が展開できるような施設計画により、施設の充実が図られています。また、毎年度の就学状況を踏まえた適切な対応を行い、必要な教室数が確保され子どもたちの学習環境が整備されています。
- 子どもたちが安心して外遊びできる場が着実に増加しています。また、道路や公園などの公共施設を、時間を区切りながら、子どもたちが自由に安全に遊べる空間にしたりボール遊び等を可能にしたりするなど、遊び場の一層の充実が図られています。

- 親子のふれあいや親同士の交流が図れる居場所の更なる整備などニーズに応じた子育て支援を充実させるとともに、保育ニーズに的確に応えた保育サービスを展開し、子育て不安の解消や更なる就労支援等が実現されています。
- 企業や大学等が集積している千代田区の強みを生かして、学校と企業等が円滑に連携できる仕組みが構築され、子どもたちの発展的な学びが推進されています。
- 校・園務のより一層のICT化を図るとともに、新たな情報技術を活用した業務の効率化を進めることで、教職員が子どもたちに向き合う時間が確保され、より一層の充実した教育・保育活動の提供ができています。

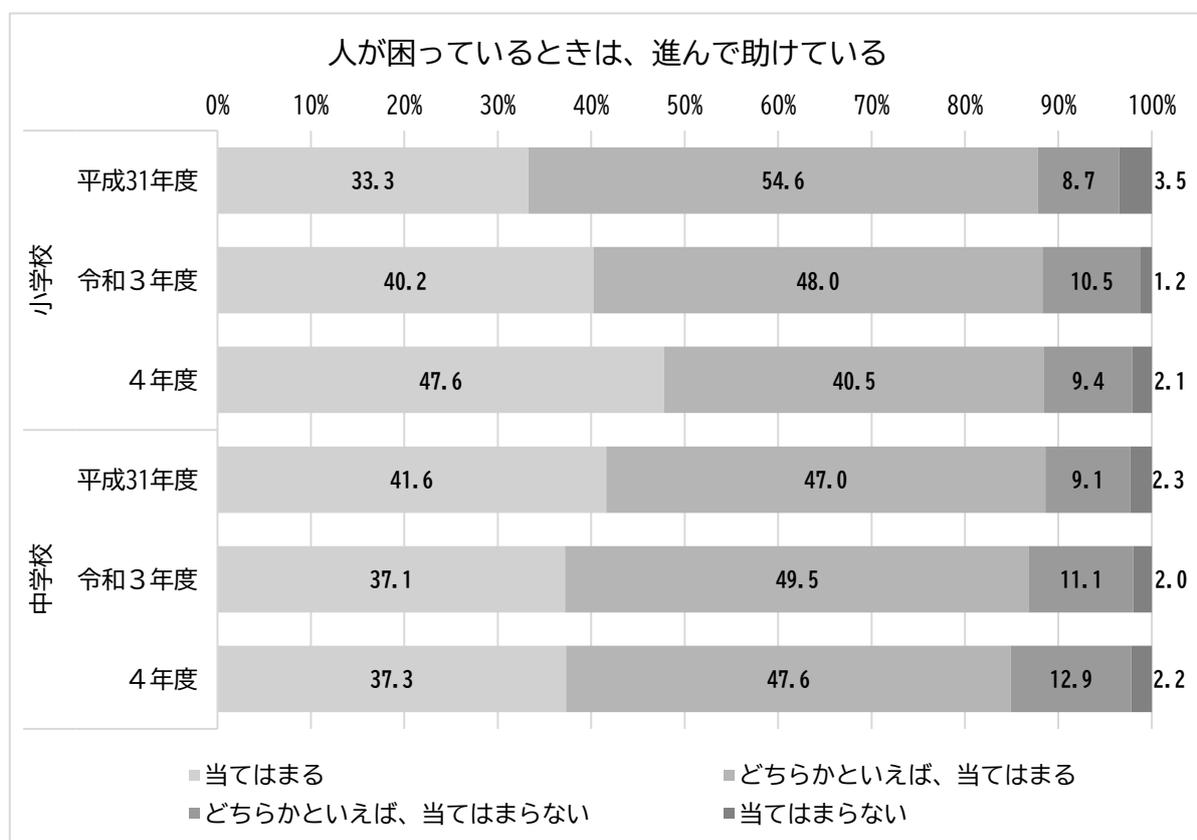
資料編

1 基礎データ

【基本的方向性1】

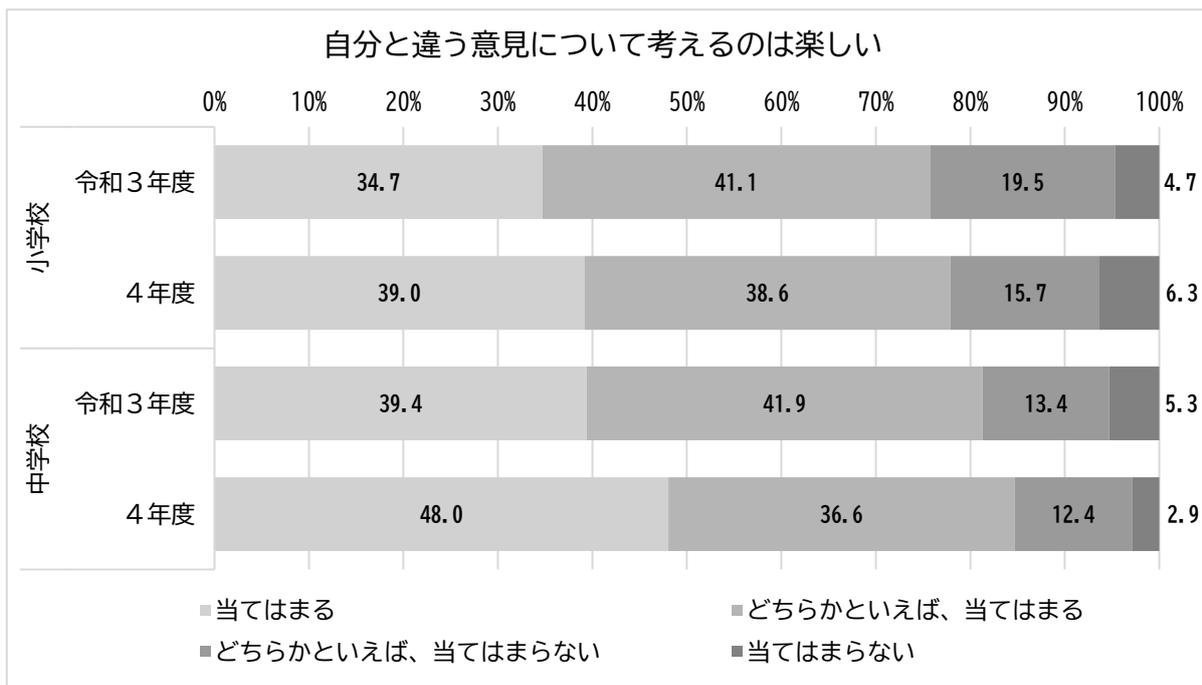


出典：令和4年度達成度調査（千代田区）

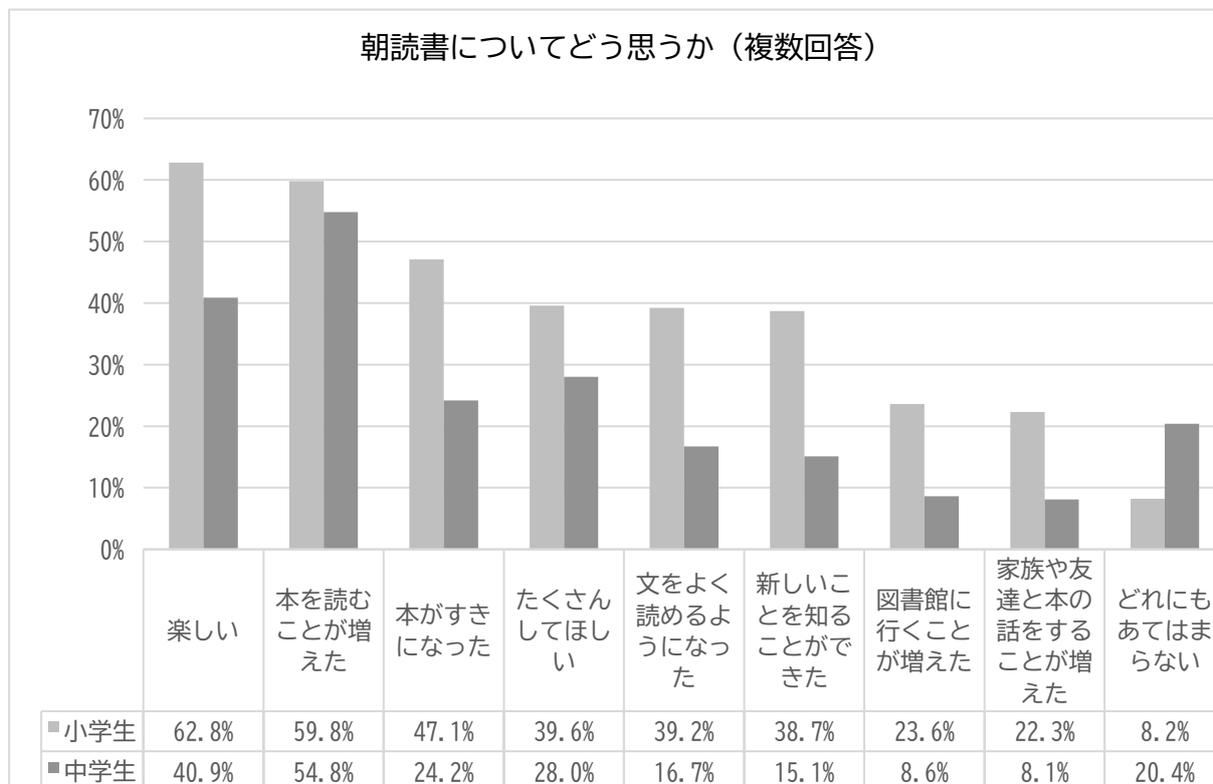


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

※令和2年度全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し未実施

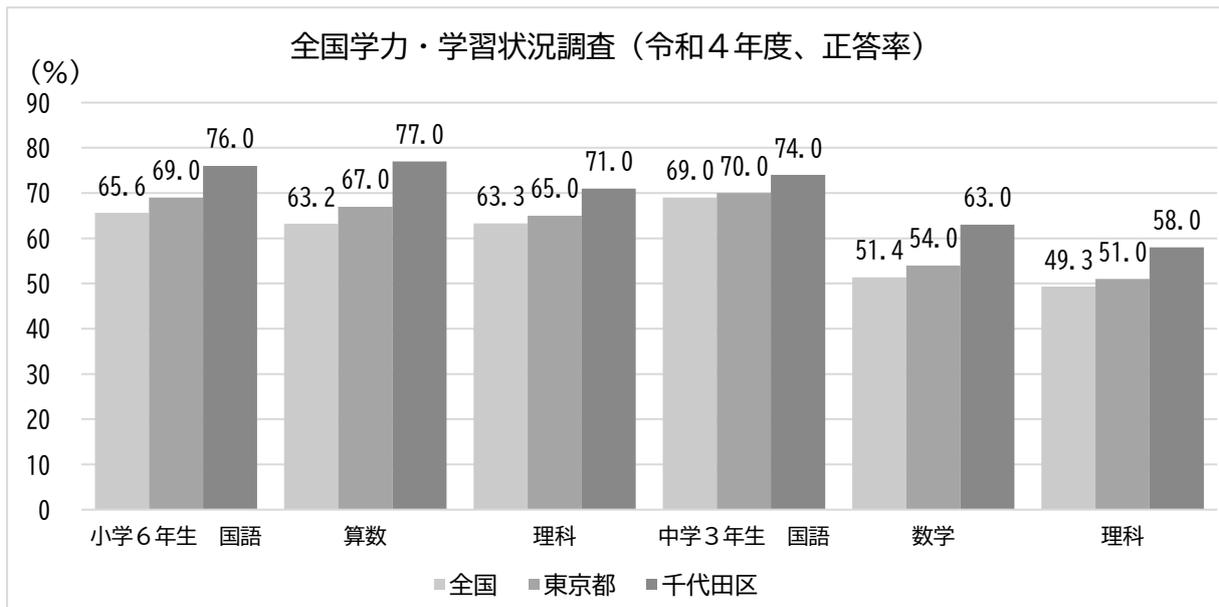


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

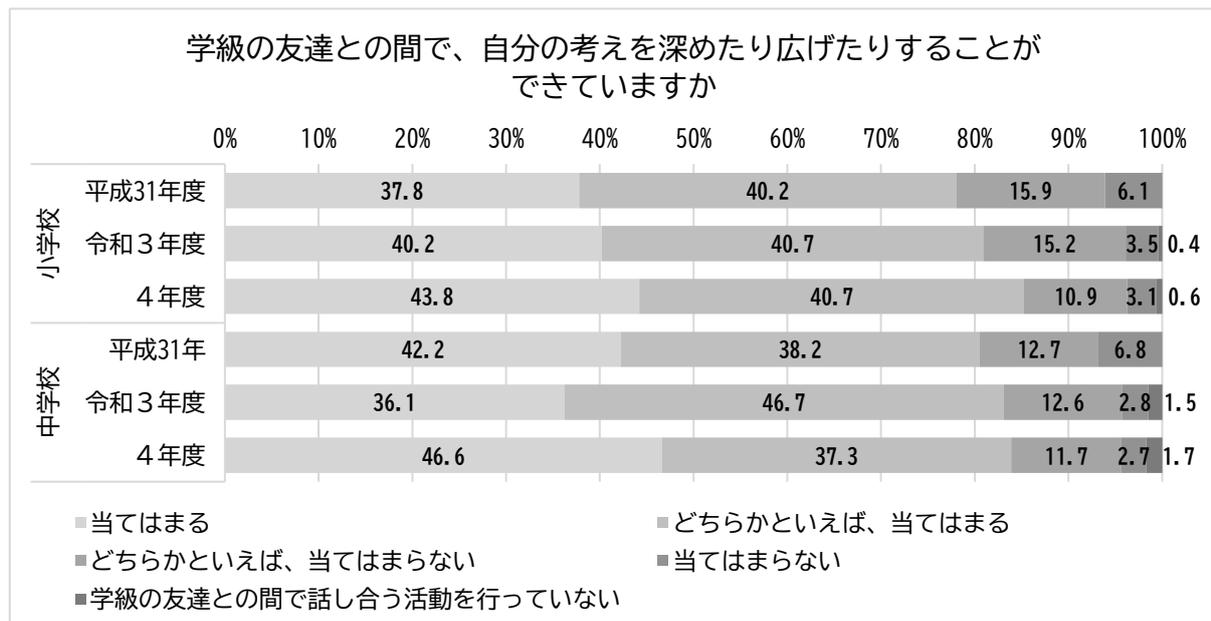


出典：第8回千代田区子ども読書調査報告書

【基本的方向性2】

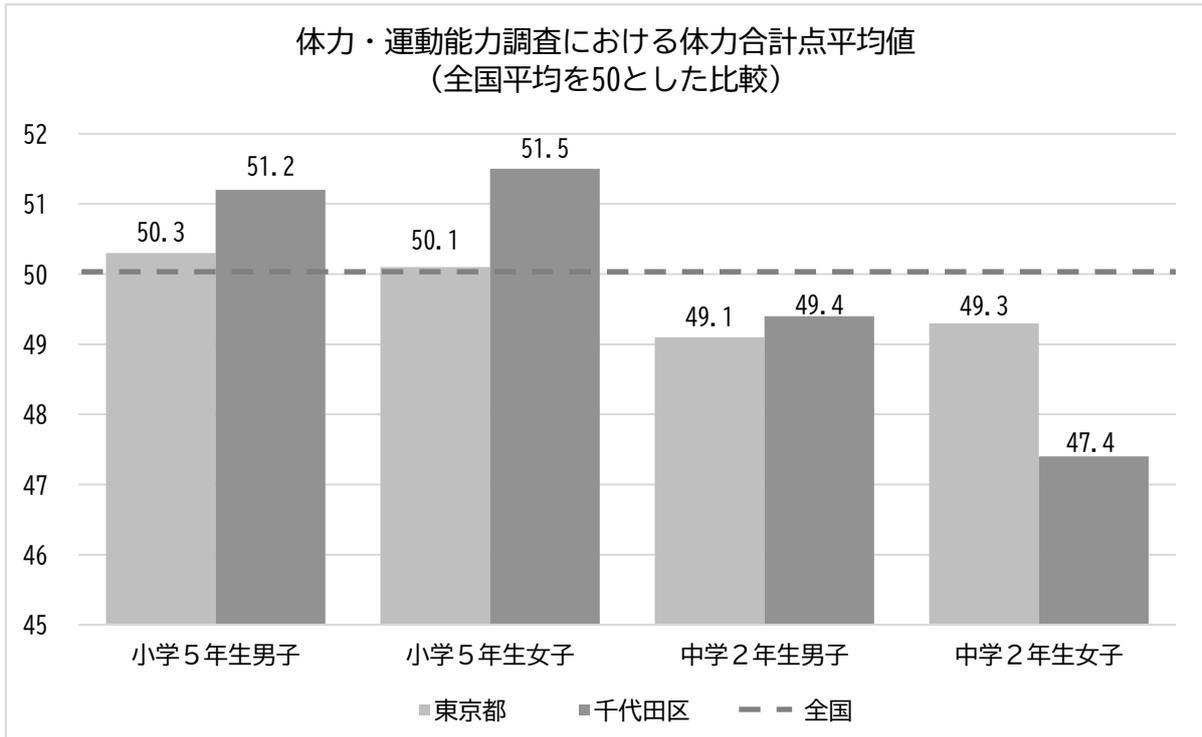


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

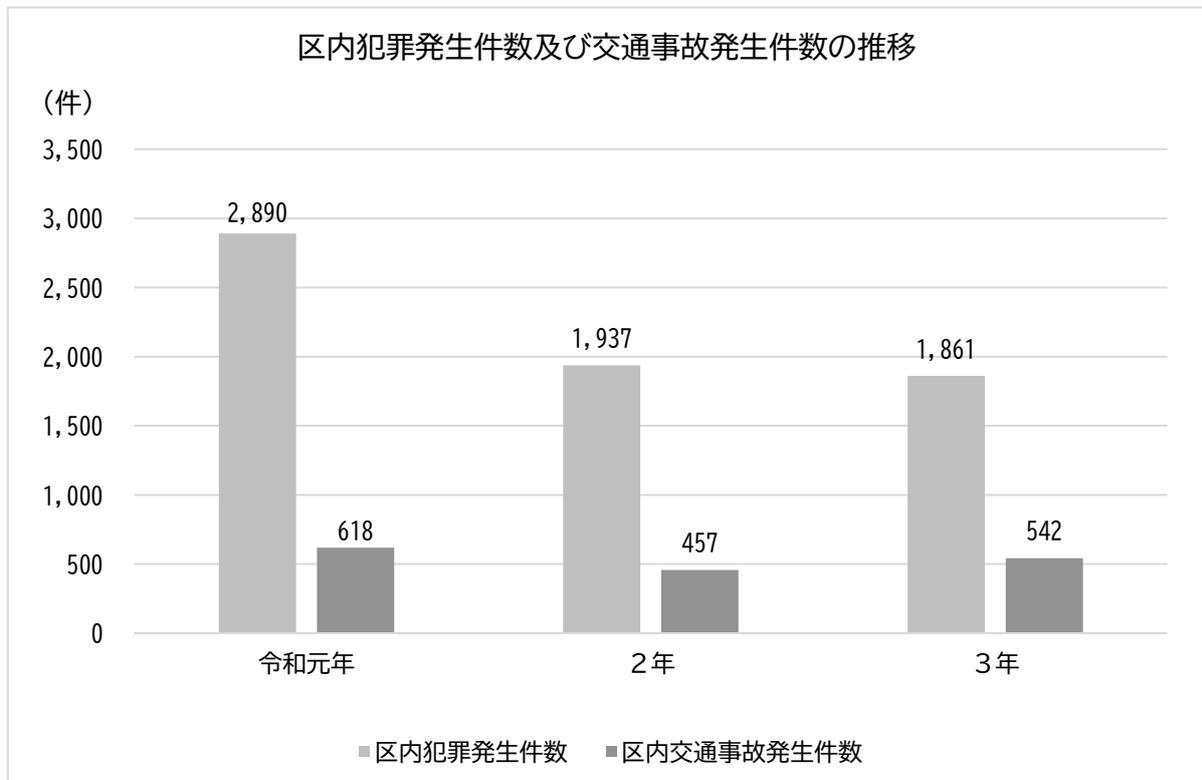


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

【基本的方向性3】

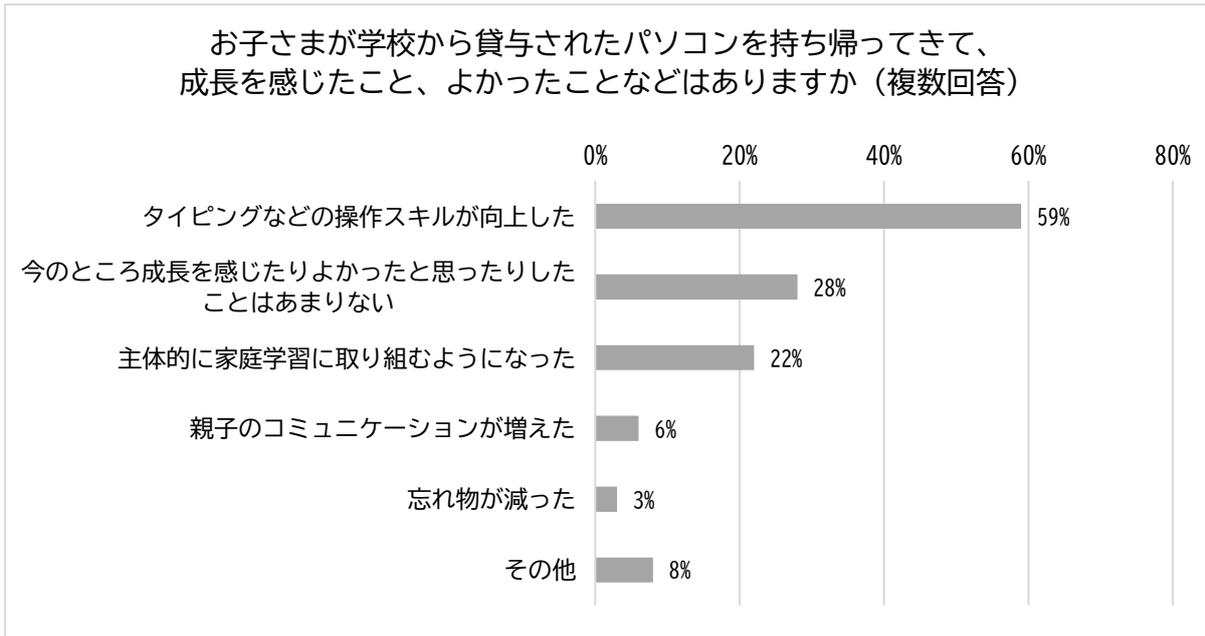


出典：令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（千代田区）

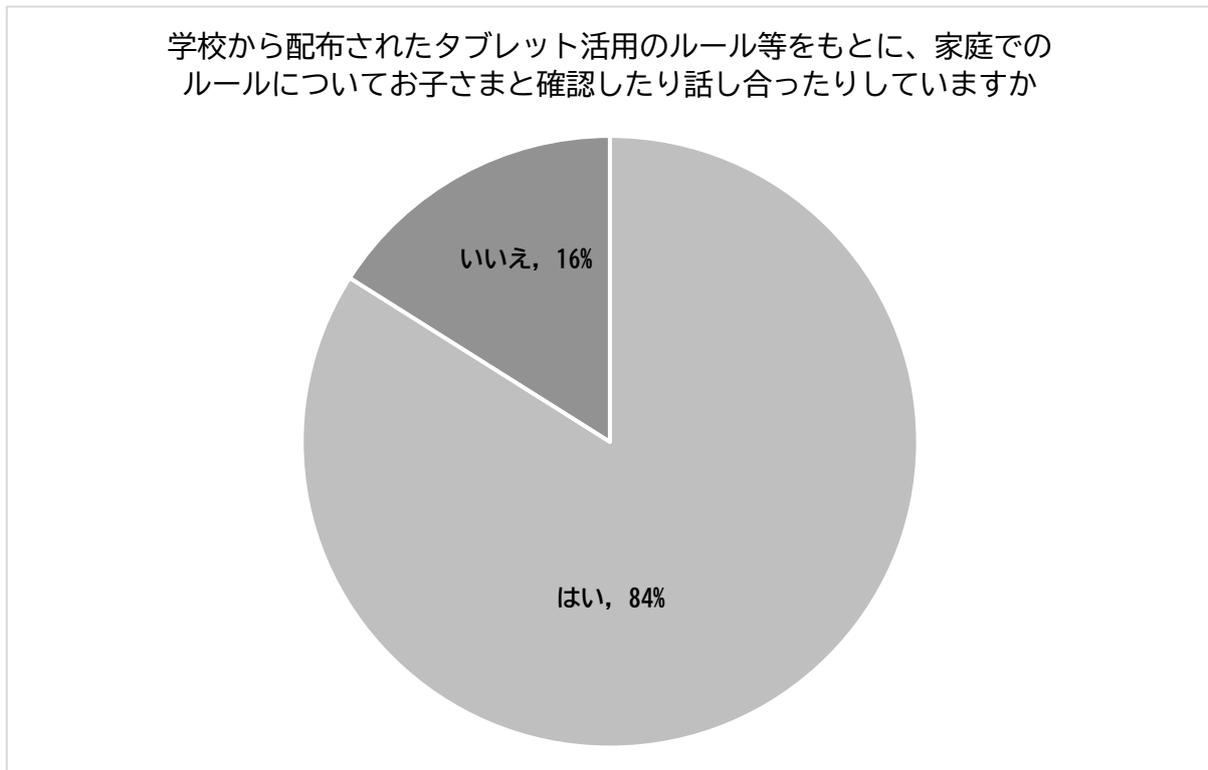


出典：千代田区行政基礎資料集

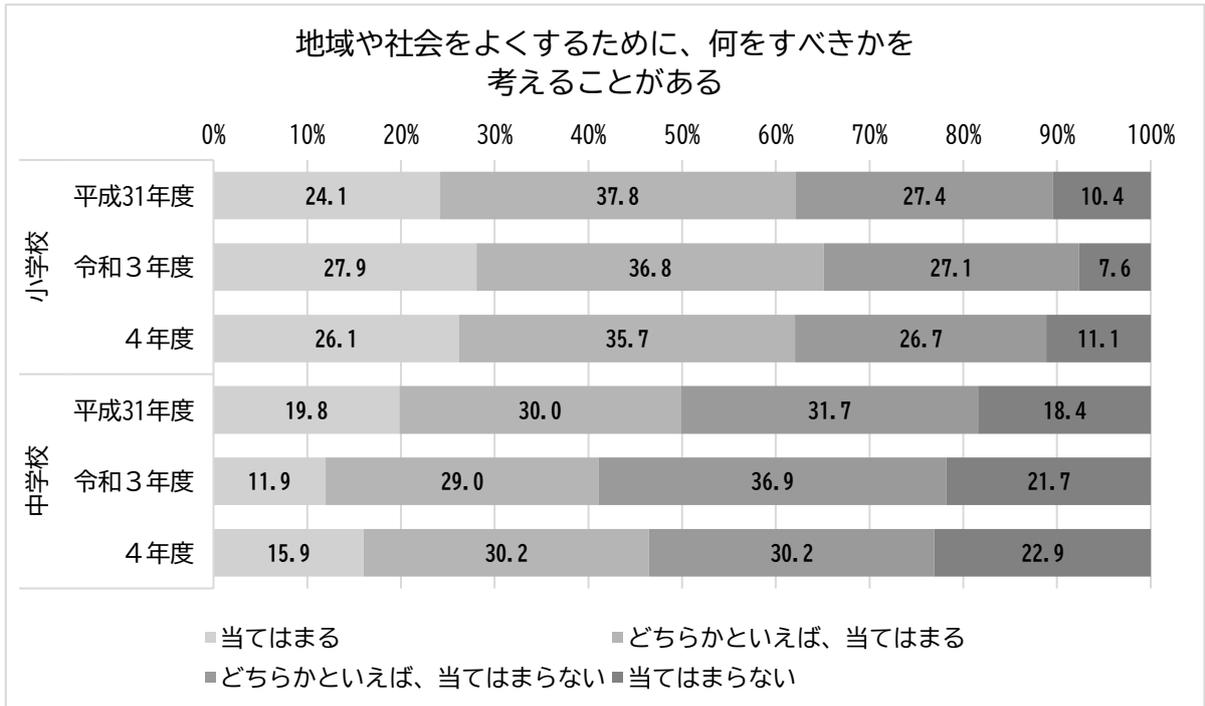
【基本的方向性4】



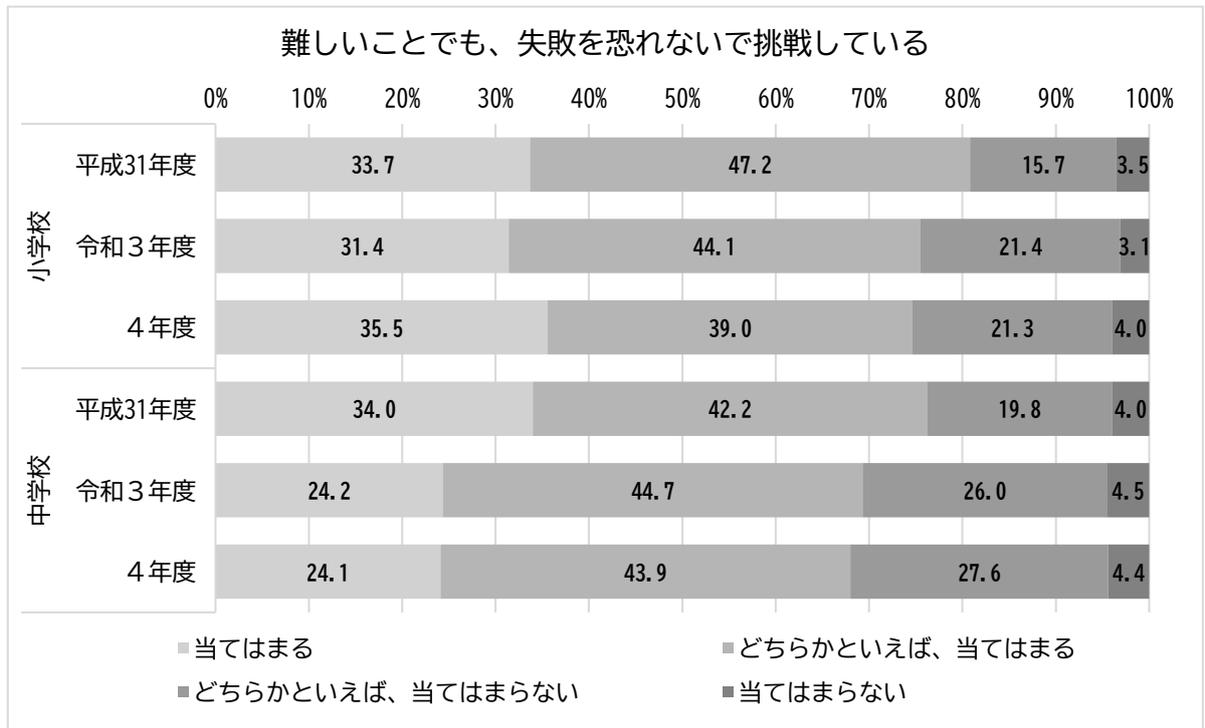
出典：千代田区資料(令和3年度保護者を対象とした一人一台タブレット端末の利活用に関するアンケート調査)



出典：千代田区資料(令和3年度保護者を対象とした一人一台タブレット端末の利活用に関するアンケート調査)

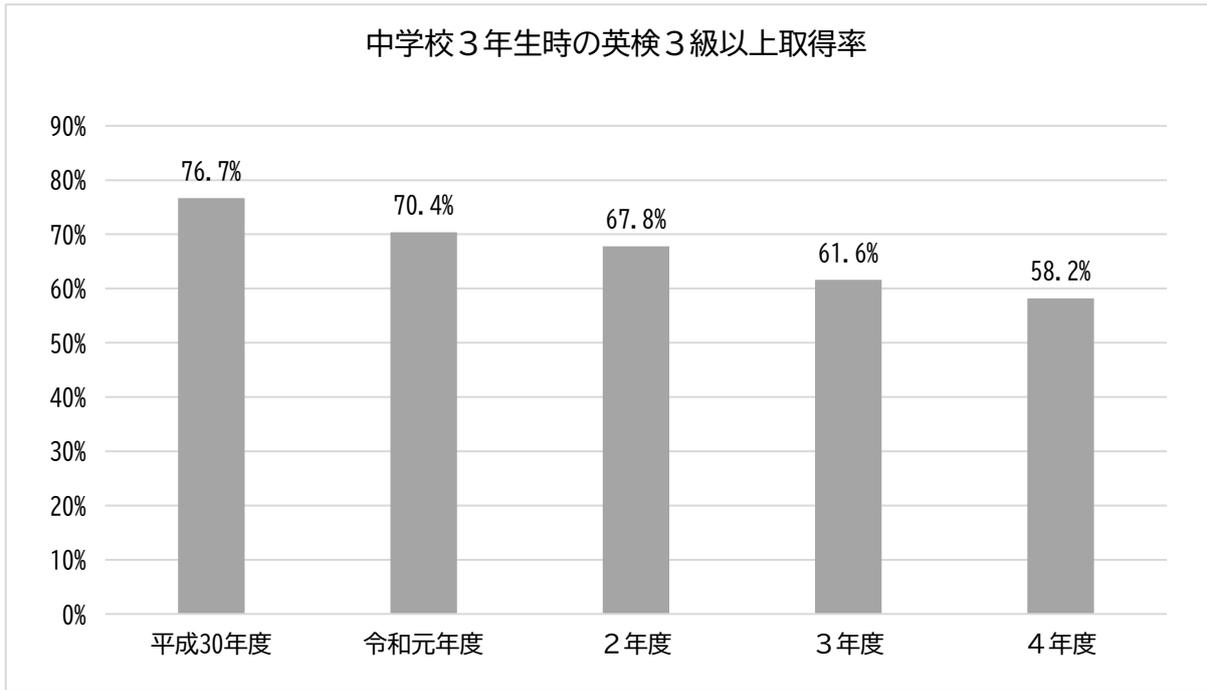


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

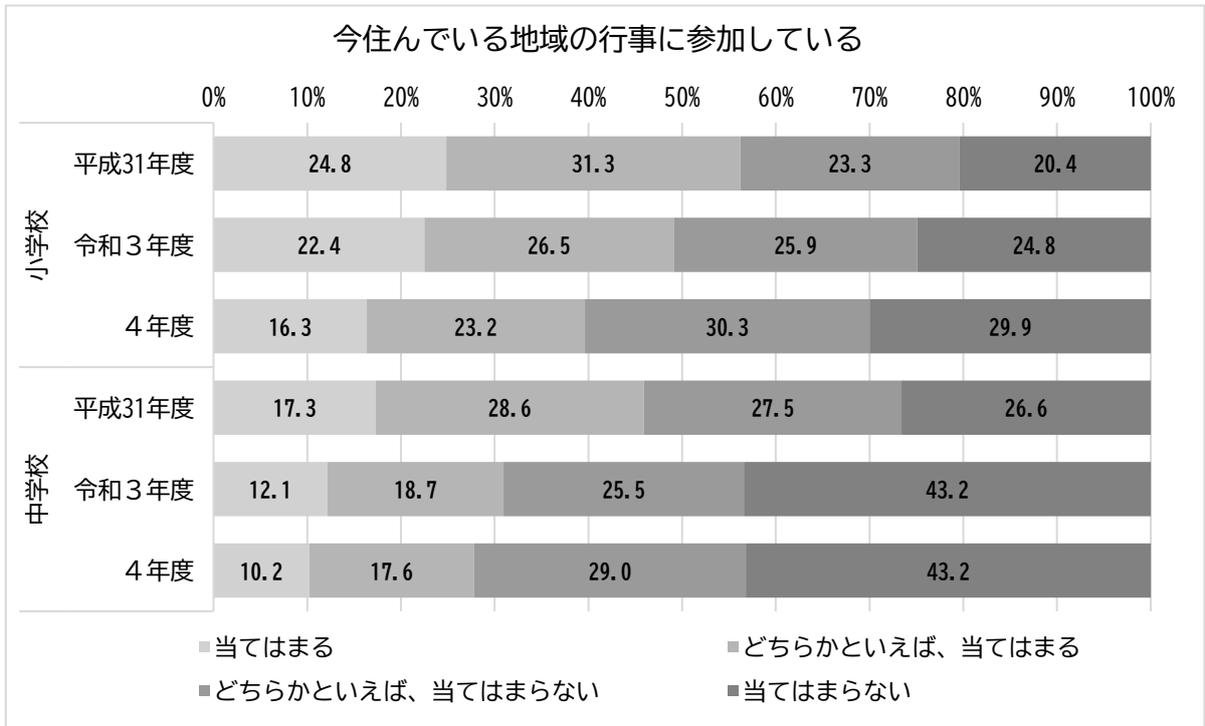


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

【基本的方向性5】

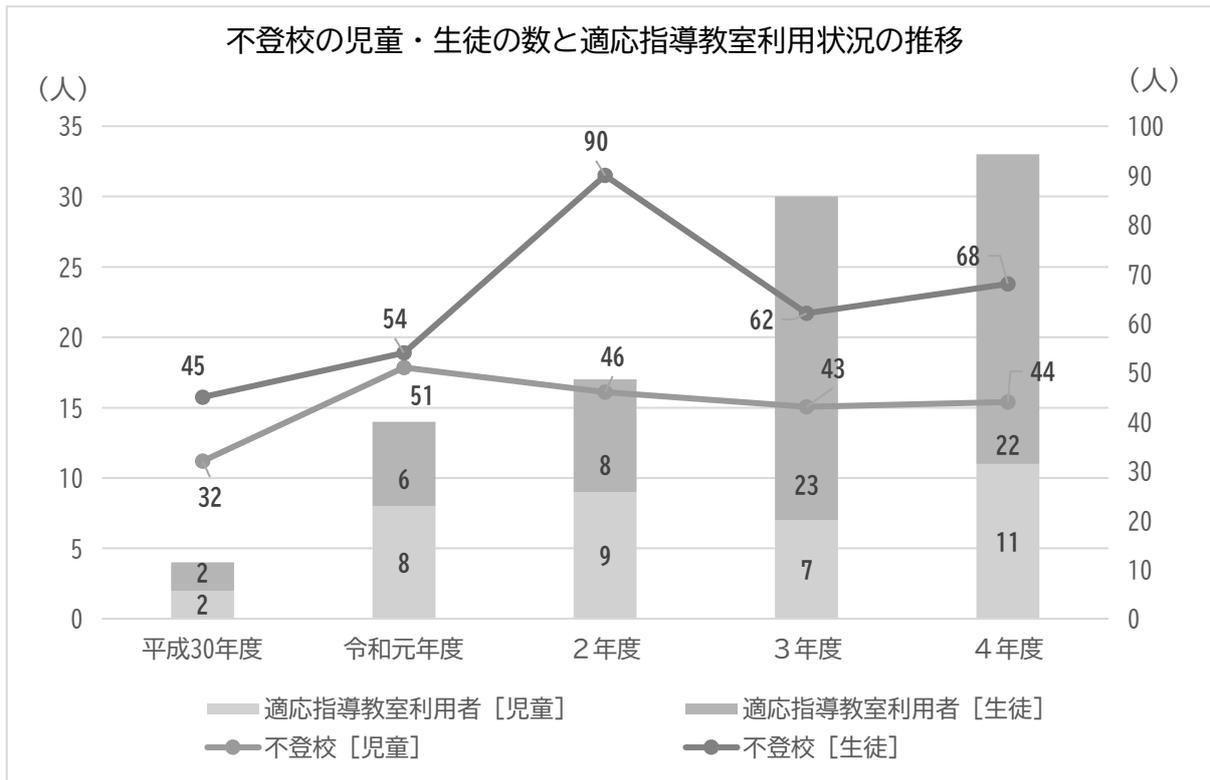


出典：千代田区資料（指導課）

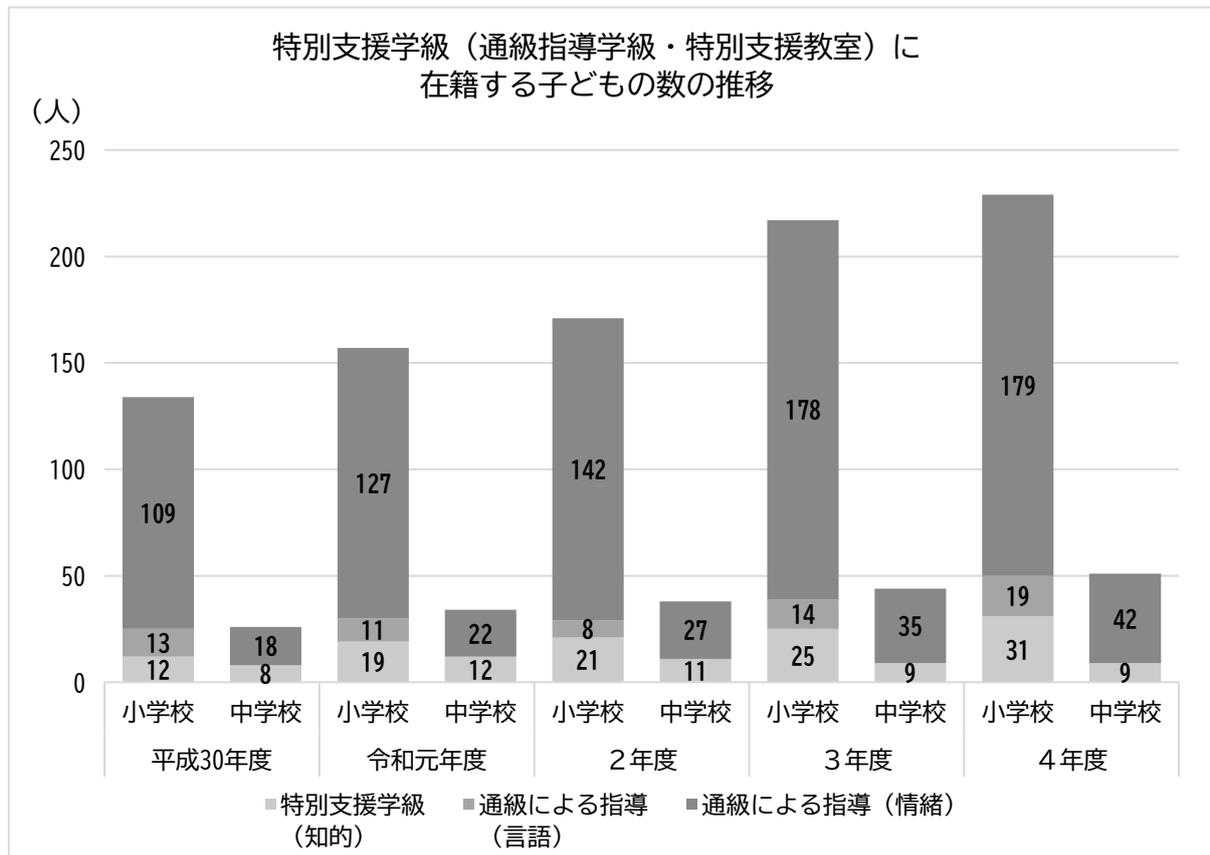


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

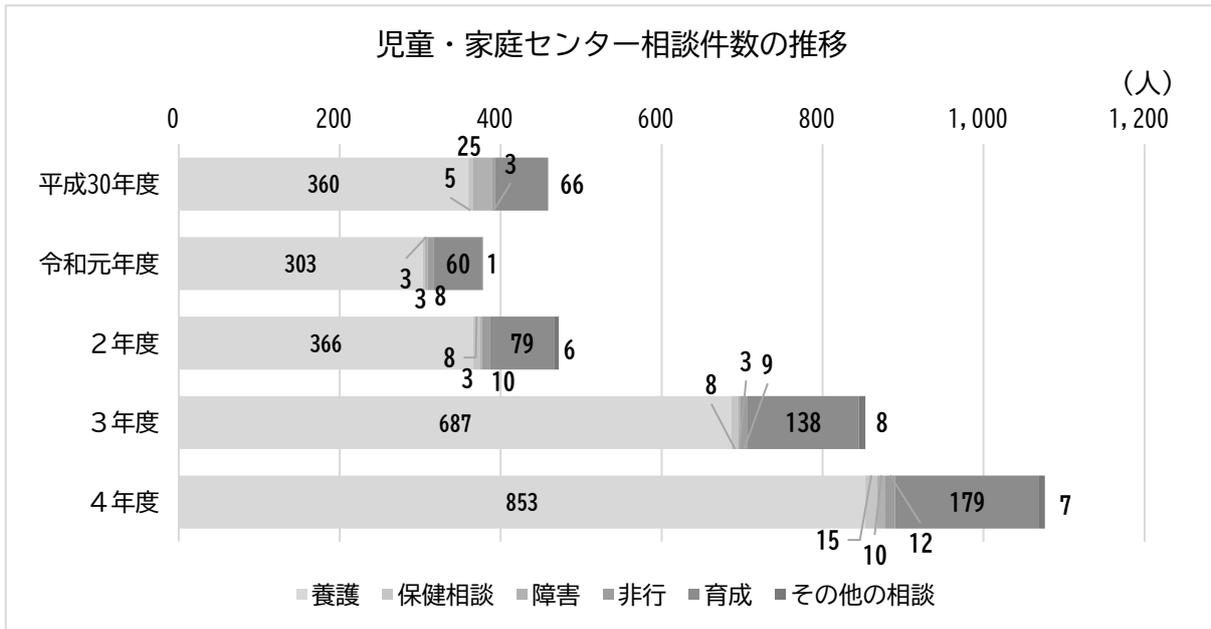
【基本的方向性6】



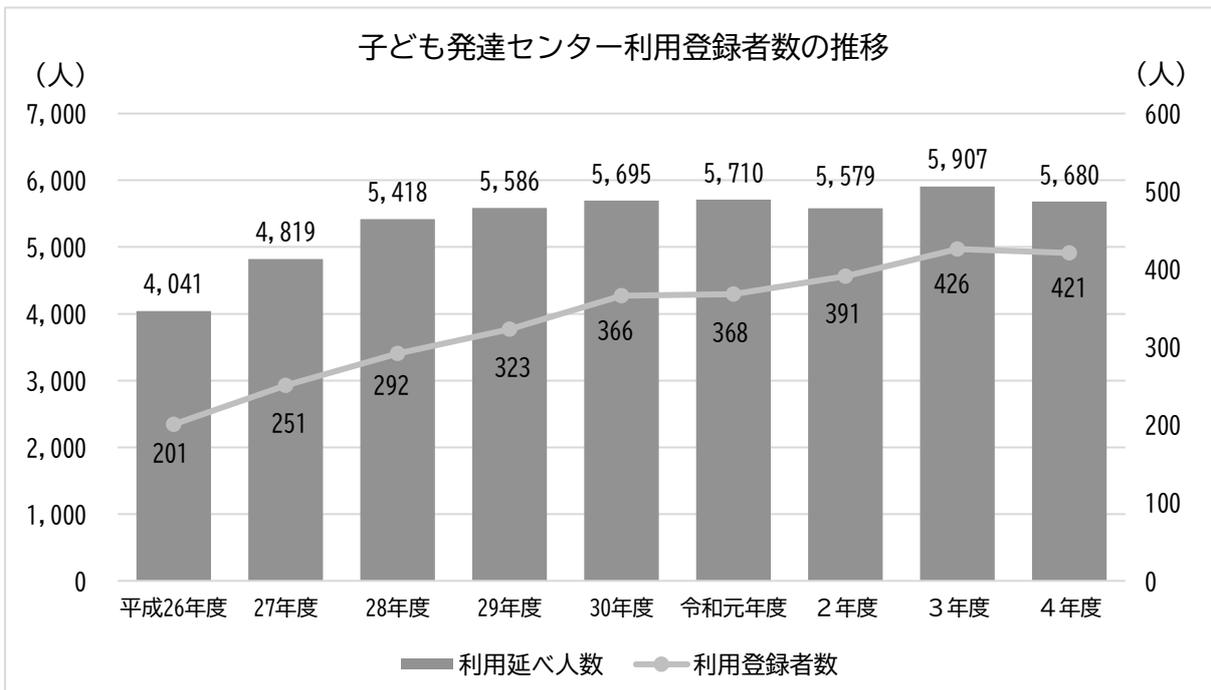
出典：千代田区資料（指導課）



出典：千代田区資料（指導課）

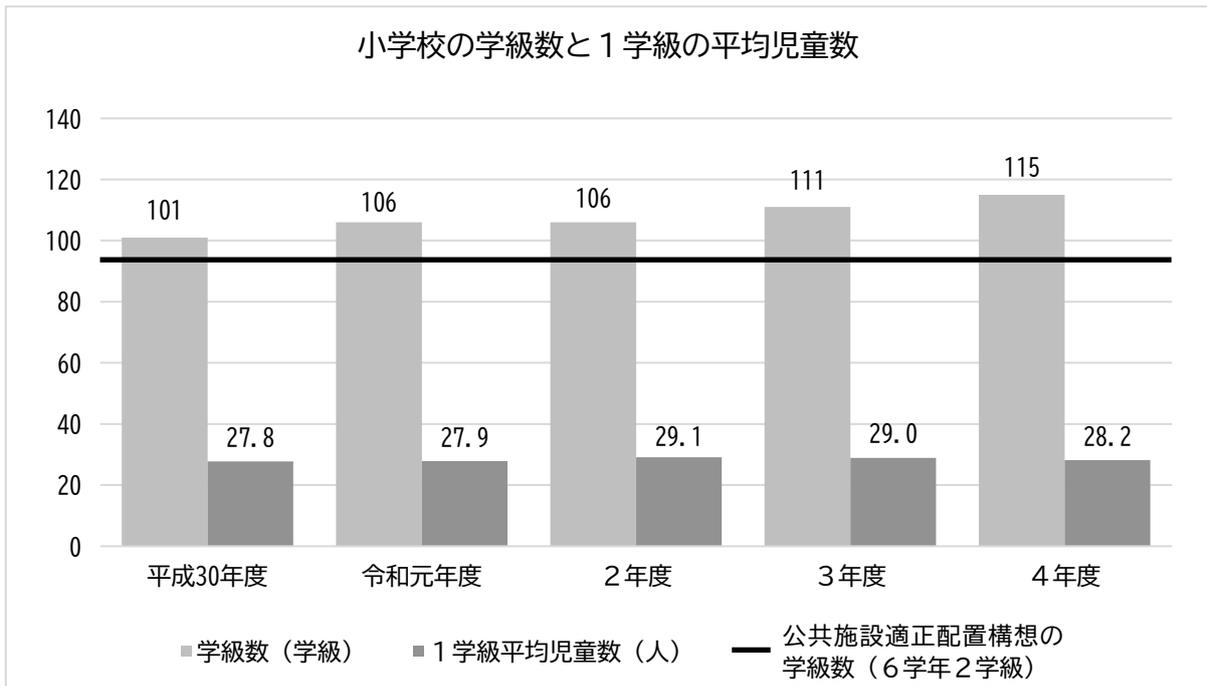


出典：千代田区資料（児童・家庭支援センター）

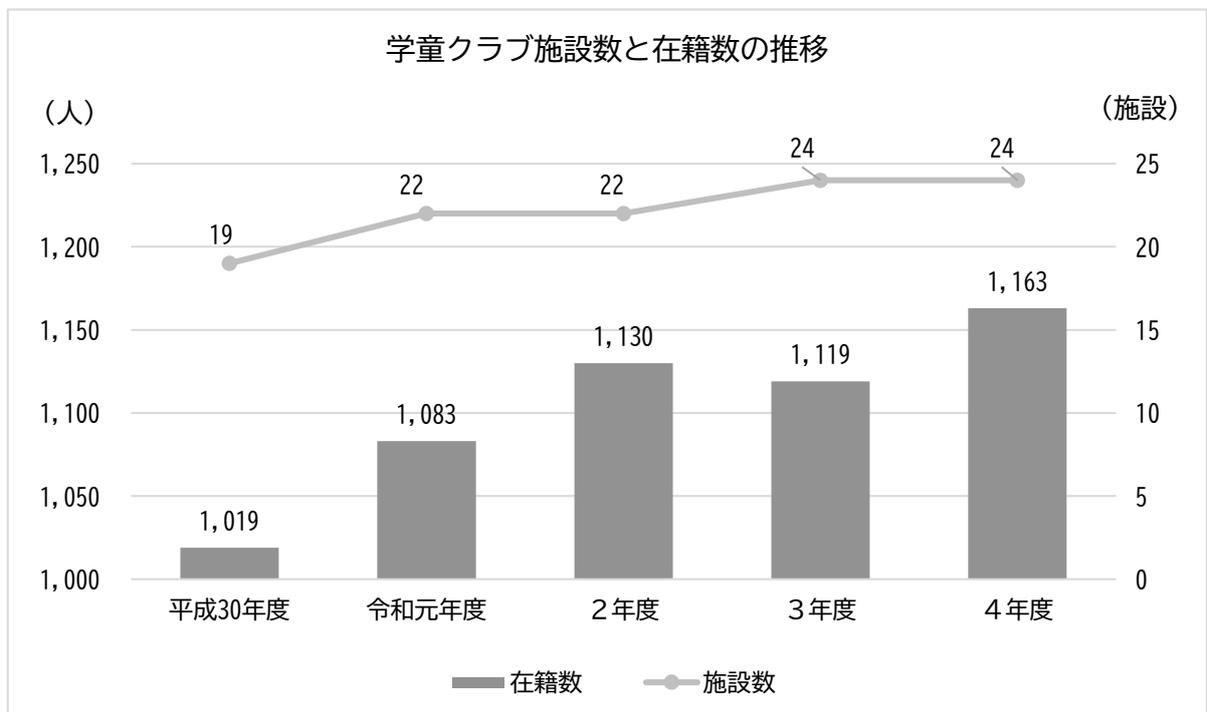


出典：千代田区資料（児童・家庭支援センター）

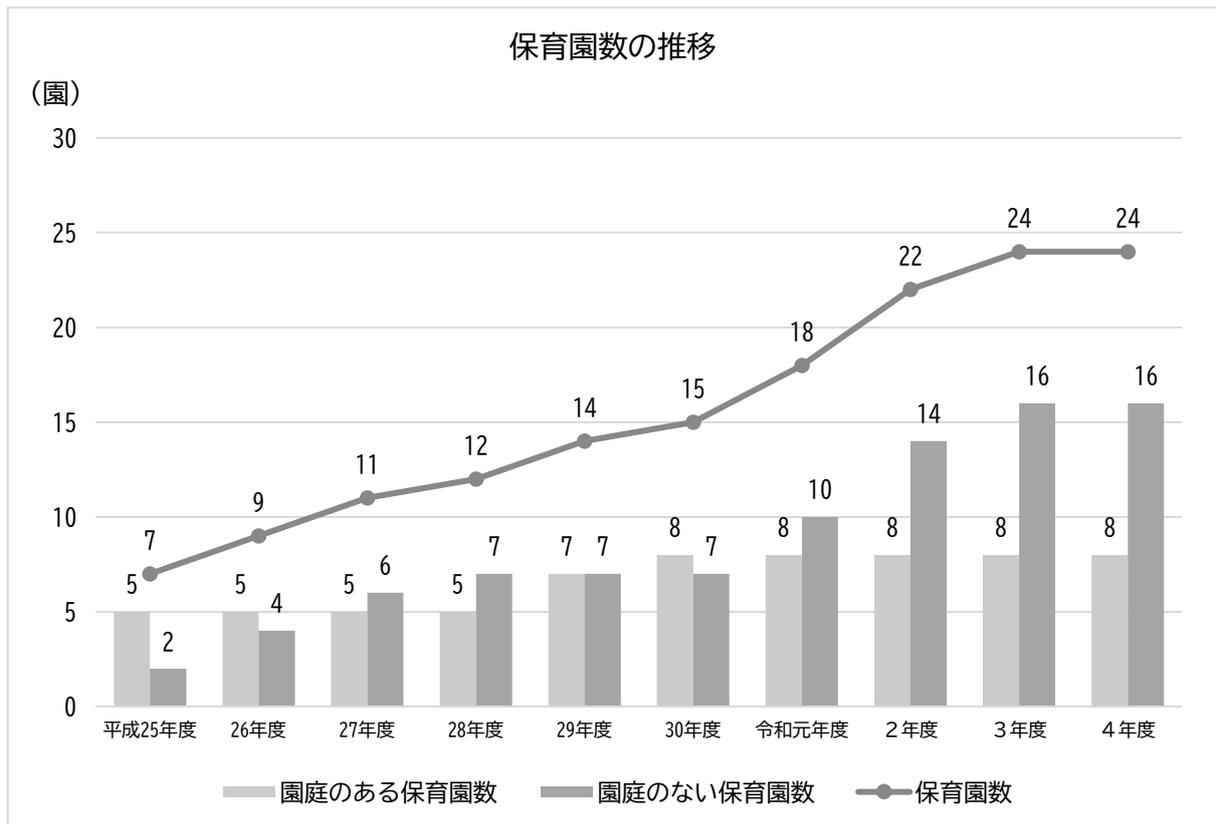
【基本的方向性7】



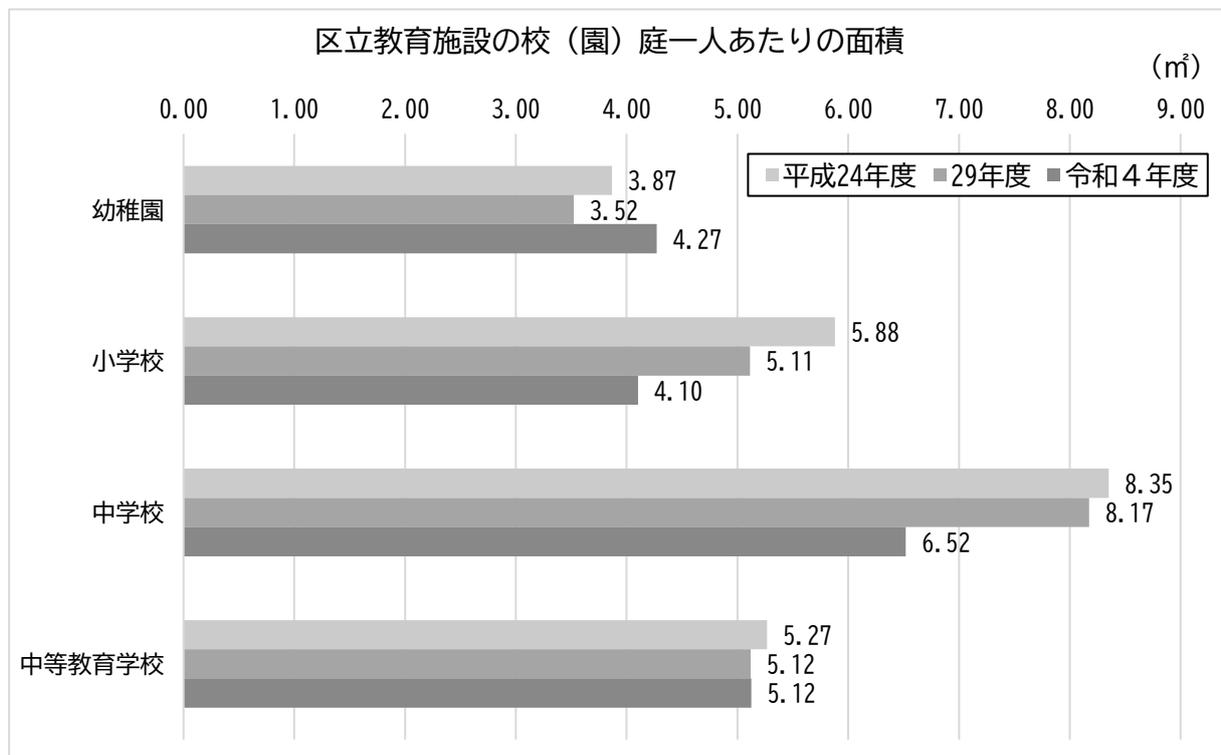
出典：千代田区行政基礎資料集



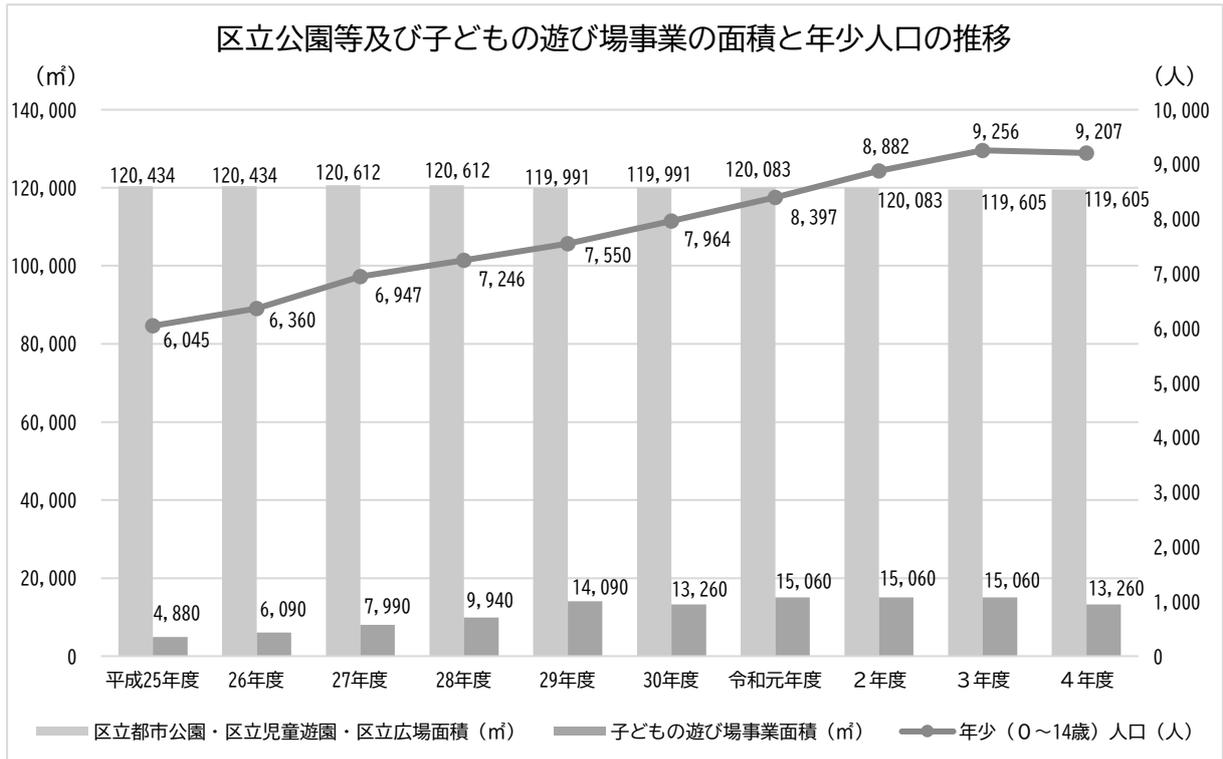
出典：千代田区行政基礎資料集



出典：千代田区資料（子ども支援課）



出典：千代田区資料



出典：千代田区資料

※公園等面積及び子どもの遊び場事業面積は、各年度末現在。

※年少人口は、各年1月1日現在。

こ む がい よう
子ども向け概要

ち よ だ く こ そ だ
千代田区子育て・

きょう いく そ あん
教育ビジョン (素案)





こ そだ きょう いく 子育て・教育ビジョンって、 なに？

● このビジョンは、みんなが元気に育
つことができるように、教育委員会
が取り組むことをまとめたものです。

● みんなが健やかに成長できるように、
家庭や学校・園、地域などと一緒に
なってサポートします。



ビジョンの内容



区がめざすこと

子どもの健やかな育ちを
まち全体で支援し、一人ひとりの
可能性を最大限に伸ばす



めざす子どもの姿

主体的に
判断する

これって、どんな人？

何が起るかわからない時代でも、自分で考えて行動できる人

多様な人々と
共に生きる

これって、どんな人？

他の人の気持ちに寄りそって、色々な考え方を大切にできる人

自ら未来を
切り拓く

これって、どんな人？

色々なことにチャレンジして、みんなの役に立つように頑張ることができる人





ちから い と く 力を入れて取り組むこと

1 ゆた ころろ そだ た ようせい みと あ ひと
豊かな心を育て、多様性を認め合う人を
はぐく きょういく すいしん
育む教育の推進

2 すべ こ たし まな はぐく
全ての子どもに確かな学びを育む
きょういく すいしん
教育の推進

3 けんこう あんぜん せいかつ ちから はぐく きょういく すいしん
健康で安全に生活する力を育む教育の推進

4 よそく こんなん みらい き ひら
予測困難な未来を切り拓くことのできる
じんざい いくせい
人材の育成

5 かつやく じんざい いくせい
グローバルに活躍する人材の育成

6 こ たよう おう
子どもの多様なニーズに応じた
きょういく かん きょう そうだん たいせい せいび
教育環境・相談体制の整備

7 しつ たか こ そだ きょういく ささ かんきょう せいび
質の高い子育て・教育を支える環境の整備

この七つに分けたよ。
次のページからくわしく見てみよう！





1

ゆた ころろ そだ た よう せい
豊かな心を育て、多様性を

みと あ ひと はぐく きょういく すいしん
認め合う人を育む教育の推進

●だれもが認め合い、支え合うことができるように、自分や他の人の大切さを学ぶ取組をします。

●本の世界を通じてわくわくしたり想像力を高めたりできるよう、読書の機会をつくります。

●いじめで悩む人がいないように、学校に通うみんなが過ごしやすい雰囲気づくりに取り組みます。





ちから い と く 力を入れて取り組むこと



2

すべての子どもに確かな学びを 育む教育の推進

● **みんなが健やかに成長できるように、保育園や幼稚園などでも遊びの中で色々なことを学べるようにします。**

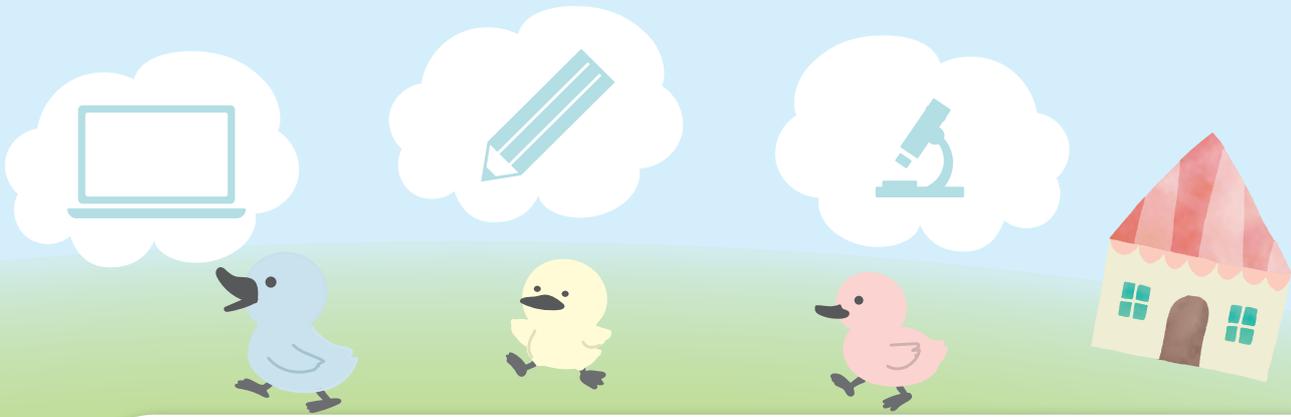
.....

● **必要な知識を身に付けることができるよう、少人数での学習など一人ひとりに合わせた授業に取り組めます。**

.....

● **みんなの可能性を伸ばすため、自分で課題を解決したり友だちと一緒に学び合ったりする学習に取り組めます。**





3

健康けんこうで安全あんぜんに生活せいかつする力を 育はぐくむ教育きょういくの推すい進しん

●心こころと体からだの健康けんこうのために、運動うんどうやスポーツたいせつの大切たいせつさや、他ほかの人ひとと関かかわる楽たのしさを感かんじられる機き会かいをつくりま

●ずつと健康けんこうでいられるよう、規則きそく正ただしい食生活しょくせいや食たべ物ものを大だい事じにする感かん謝しゃの心こころなど身みに付つけられるようとに取くり組くみます。

●安全あんぜんで安あん心しんした生せい活かつが送おくれるよう、事じ故こや災さい害がいなどから自じ分ぶん自じ身しんを守まもる力ちからを育そだてます。





ちから い と く 力を入れて取り組むこと



4

よ そく こん なん み らい
予測困難な未来を

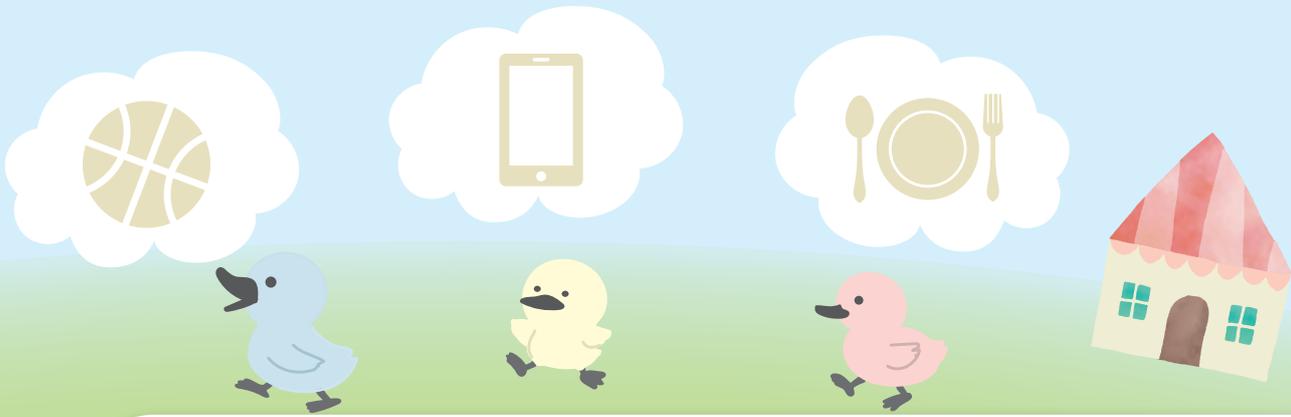
き ひら じん ざい いく せい
切り拓くことのできる人材の育成

●^{べんきよう すす く あい きよう み}勉強の進み具合や興味のあることによって、^{じ ぶん}自分で^{がく しゅう し かた き}学習の仕方を決めることができるように、^{アイシーティー}ICTなどを^{つか まな すす}使った学びを進めていきます。

●^{あん ぜん}安全にタブレットパソコンやスマートフォンなどを^{り よう}利用できるように、^{じょう ほう み つ}情報モラルを身に付けられるように^{と く}取り組みます。

●^{しゃ かい}社会との^{かか なか}関わりの中で、^{じ ぶん}自分らしく^い生きることが^{じゅ ぎょう たい けん つう ひつ よう}できるよう、さまざまな授業や体験を通じて、^{ちから み つ}必要な力を身に付けられるように^{と く}取り組みます。





5 グローバルに活躍する人材の育成

● **世界の人とコミュニケーションをとることができるように、学校内の授業だけでなく、英語を学べる体験活動の機会をつくります。**

● **さまざまな国の大使館と交流したり、ICTを使って海外と交流したりして、色々な国や地域の文化を学ぶ取組をします。**

● **自分の住んでいる国や地域のことをより理解することができるよう、日本や千代田区の歴史や文化を学ぶ機会をつくります。**





ちから い と く 力を入れて取り組むこと



6

こ た よう おう 子どもの多様なニーズに応じた きょういく かんきょう そう だん たい せい せい び 教育環境・相談体制の整備

がっこう い ひと じ ぶん まな
●学校やクラスに行きづらい人も自分らしく学ぶこ
とができるように、いろいろな居場所を用意します。

しょうがい う む かか こ せい のうりよく おう
●障害の有無に関わらず、個性や能力に応じてその
ひと い がっこう えん
人らしく生きていけるように、学校・園はもちろ
ち いきぜんたい
ん、地域全体でサポートします。

けんり そんちょう なや こ そうだん
●みんなの権利が尊重され、悩みのある子が相談で
きるように、子どもの4つの権利（生きる権利、育
けんり まも けんり さんか けんり なや
つ権利、守られる権利、参加する権利）や悩みごと
そうだんさき し
の相談先をお知らせします。





7

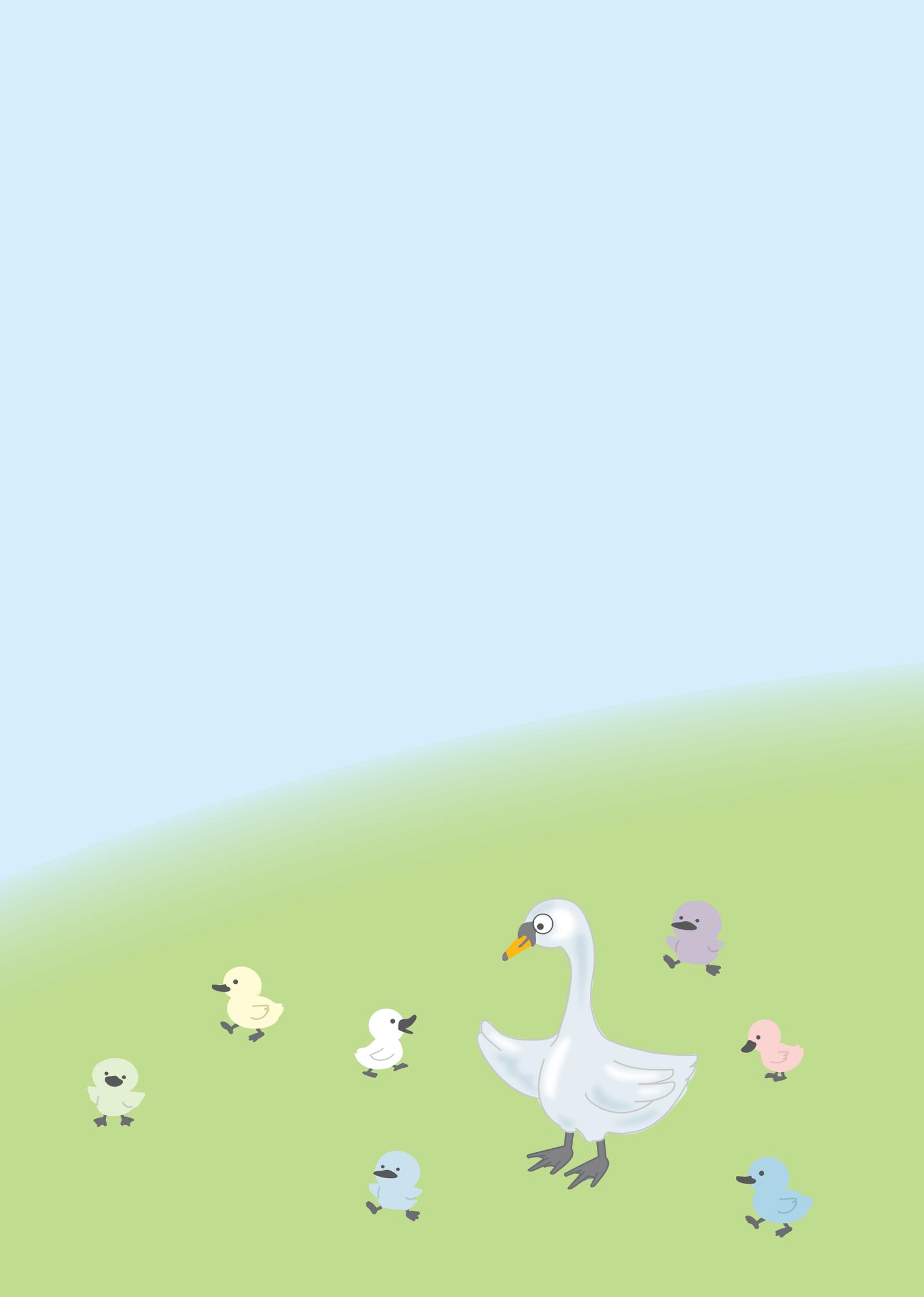
質しつの高い子育たかて・教育こを支そだえる 環境かんきようの整備せいび

●安心あんしんして放課後ほうかごに遊あそんだり勉強べんきようしたりできるよ
う、みんなの居場所いばしょを充実じゅうじつさせます。

●たくましく成長せいちようできるように、伸のび伸のびと外そとで遊あそ
ぶことができる場所ばしょを増ふやします。

●安心あんしんして子育こてがでそだけるように、子育こて家庭かていの
人ひとたちが集あつまって話はなしができる場所ばしょなどを用意ようい
します。





(仮称) 千代田区教育と文化に関する大綱 (案)

今日の私たちを取り巻く環境は、人口の減少・少子高齢化の進行に加えて、情報通信技術の革新やグローバル化の進展など、めまぐるしく変化しています。

このように変化が激しく予測困難な時代においては、大人・子どもに関わらず私たち皆それぞれが主体的に考えて行動すること、多様な人々とお互いに認め合い協働すること、持続可能な社会を見据えて新しい価値を生み出す力を身に付けていくことが必要です。特に、未来を託すべき子どもたちには、多様な人々との交わりの中で、自己肯定感を高め、自らの意見を発信していくことが求められています。

江戸時代から日本の政治・経済・文化の中心として発展し、歴史と伝統に育まれてきた千代田区には、互いに支え合い尊重し合う特色ある文化が根付いています。千代田区に住み、働き、学び、集う全ての人が輝けるように、また、子どもが力強く育ち未来へ羽ばたいていけるように、私たちがこの文化を守り育てることは大変重要です。

このような考えに立って、教育施策等を立案・実施するための次の2つの方針を定めます。

この方針にのっとり、区長と教育委員会は緊密に連携・協力して、「教育と文化のまち千代田区」の実現を目指します。

1 子どもの健やかな育ちを地域全体で支えるまち

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、千代田区の全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、家庭・学校・園・地域等が一体となって「子どもを共に育むまち」を実現します。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な乳幼児期から教育期まで、すなわち0歳から18歳までを見通した次世代育成支援及び教育施策を展開するとともに、多様なニーズへの対応や、子どもの心のケアなどに注力し、子育てや学びのセーフティネットを充実させることで、「日本一、子育てしやすいまち」を実現します。

2 伝統文化を尊重し、文化の香り溢れる美しいまち

日本や千代田区の歴史・伝統文化を学ぶことで、自分たちが住む地域に愛着や誇りをもつとともに、多様な人々と共に生きる中で他の地域の歴史や文化を理解し、あらゆる世代が文化や価値観の多様性を尊重する「心豊かな日常生活を送ることができるまち」を実現します。

また、千代田区に住み、働き、学び、集う全ての人が、あらゆる機会と場を通じて、生涯にわたり学び、交流することで、個性豊かな文化の溢れる生活環境を創造し、ふれあいの中で生き生きとした地域生活を送ることができる「文化の香り高いまち」を実現します。

令和 年 月 日
千代田区長 樋口 高顕

軽井沢少年自然の家の検討状況について

1 これまでの経緯

- 軽井沢少年自然の家は、昭和 61 年に前身の軽井沢高原学校の建て替えとして整備
- 以降、移動教室等で使用してきたが、平成 28 年以降は老朽化や施設の設備が現代の生活様式に合っていない等の理由から、学校利用、社会教育利用は行っていない。
- 平成 28 年 12 月、『軽井沢少年自然の家』を引き続き活用していくことを求める決議
- 平成 29 年度、政策経営部において利活用方法について検討。平成 30 年度は外部有識者等で構成する「郊外区有施設の利活用に向けた検討会」で検討を実施
- 令和 2 年の予算・決算特別委員会で、「売却はしない。千代田の子どもたちのためになるよい施設とする」ことを確認
- 令和 3 年の予算特別委員会における、「費用対効果ありきでは議論にならないので、そうした前提条件なしに検討を進めていき、無駄なものは後から省くなど、順番を逆にしてほしい」旨の意見を受けとめ検討を開始
- 令和 3 年度、外部の有識者や学校関係者等で構成する「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」を子ども部で設置し、利活用方針を取りまとめ
- 令和 4 年度は利活用方針の実現に向けて、「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会」を設置し、本施設の利活用の方針や必要な機能等を整理し、「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想」として取りまとめ

2 今年度の検討内容

(1) 基本計画の策定

- ・ 前提条件、整備方針の検討
- ・ 導入機能、施設規模の検討

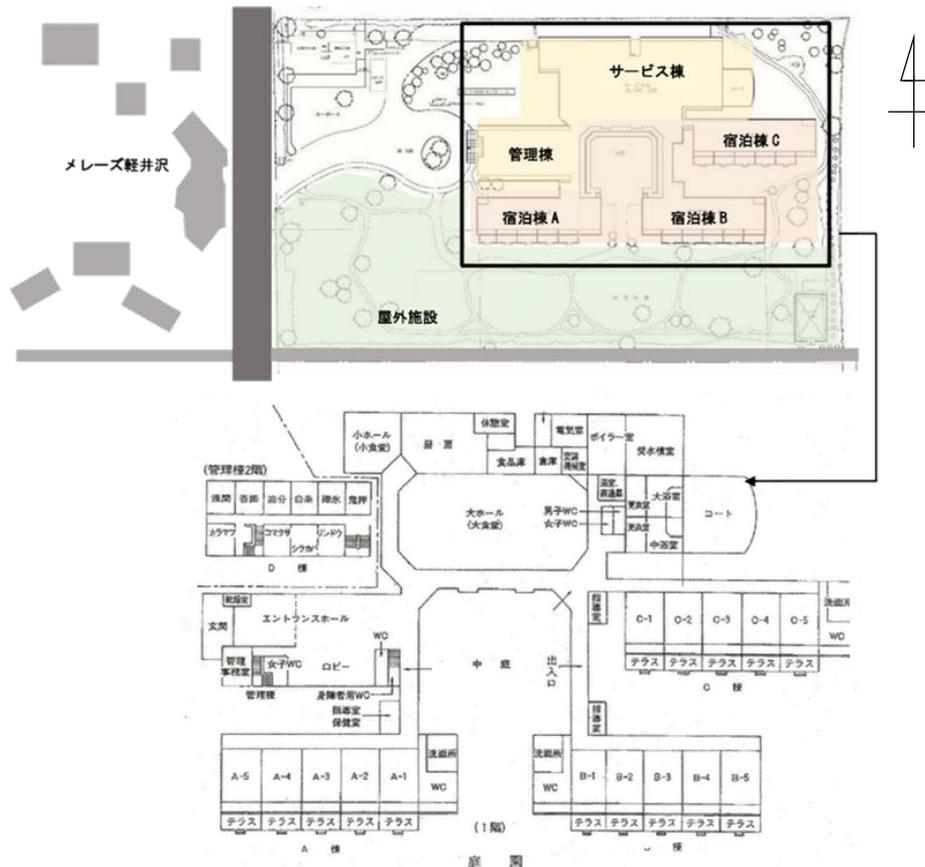
(2) 事業手法の検討

- ・ 従来手法、PPP 等の検討
- ・ VFM 検証等事業経費の検討

3 軽井沢少年自然の家について

(1) 施設概要・敷地条件等

《施設配置図・平面図》



《施設概要》

住所	長野県北久郡軽井沢町大字長倉字横吹 2141
竣工年	昭和 61 年
敷地面積	16,966.42 m ²
建築面積 (建蔽率)	3,168.54 m ² (18.68%)
延床面積 (容積率)	3,388.47 m ² (19.97%)
階数	2階
建物構造	R C構造
客室数 (収容人数)	25室 (270名)
主要用途	旅館 (保養所)

《主な敷地条件》

用途地域	第一種低層住居専用地域
軽井沢町自然保護対策上の区分	保養地域
建ぺい率	20% (軽井沢町自然保護対策要綱)
容積率	20% (軽井沢町自然保護対策要綱)
絶対高さ	10m 以下 (建築基準法)
階数	原則 2 階以下 (軽井沢町自然保護対策要綱)

(2) 施設の現状・課題

- 竣工後 35 年以上が経過しているが、これまで大規模改修等を行っておらず経年劣化が進行
- 設備が現代の生活様式にあっていないことや、衛生面の課題があることなどにより、このままの施設の状態で使用していくことは困難な状況
- ⇒ 今後、軽井沢少年自然の家を活用していくためには、これらの課題を解消していくことが必要

- 軽井沢町自然保護対策要綱の規定により、建ぺい率や容積率等の敷地条件が厳しい
- ⇒ 現行施設より規模を大きくしての建て替えは困難

- 本敷地は本来、用途「旅館」の建設ができない地域
- 現行施設は、利用者が限定的（学校が利用する教育施設・区民が利用する生涯学習施設）であるため、建築基準法第 48 条第 1 項のただし書きに基づき、特別に許可を受けて「旅館」として建築
- ⇒ 建て替えに当たって建築許可を受けるためには、引き続き学校利用、区民利用施設とする必要

4 利活用方針

(1) 基本構想で整理した利活用方針

軽井沢少年自然の家の役割

軽井沢の資源の活用による 高度な学習の実現

軽井沢にある自然環境やスポーツ施設、歴史といった多様な資源を活用して学習の効果を高める

時代に応じた学習の実現

年齢、学習熟度に応じた、分野横断的なプログラム、研修事業に対応する

都心部の子どもたちにとって貴重な自然体験学習の充実に加え、ICT教育や外国語教育といった社会の変化に応じた学習を推進する

充実した宿泊行事の実現

宿泊行事の目的である、身辺自立や人間関係の形成が図られるよう、過ごしやすく、活用しやすい施設を提供する

軽井沢少年自然の家 利活用の方針

軽井沢町の豊かな資源を活かした
未来を担う人を育む
体験学習の拠点づくり
～持続可能な社会の実現をめざして～

活用方針

軽井沢町ならではの体験、 時代に応じた教育課題への対応

- 軽井沢の自然環境を活かした体験学習の充実と、社会の変化に応じた教育の実現を図るため、特に、近年重視されている、ICT教育、外国語教育の推進等、高度な取組を実現する。
- 時代に応じた取組に対応できる教員を育成するため、研修事業の充実を目指す。

整備方針

誰もが使いやすく柔軟に 活用できる施設づくり

- ユニバーサルデザインと区民のニーズに対応した、誰もが安心・安全に活用できる宿泊機能を整備する。
- 軽井沢町にある資源を活用することを前提に、屋内外に必要な機能を効果的に配置する。

(2) 学校の活用方針の検討

- 基本構想でも確認されたとおり、千代田区の小中学生のための社会体験・自然体験を通じた教育の場としての活用（学校利用）を主目的とする。
- 施設利用可能日数のうち1割程度の学校利用を想定する。
- その他、教育の場としての活用は、千代田区内の私立学校や軽井沢町の小中学校の受入れも検討する。

(3) 一般利用の考え方

- 学校利用のみでは施設の稼働率が低いことから、採算性向上のため一般利用※率の向上を図る必要あり ※ 区民、昼間区民（在勤・在学）利用
- 主な一般利用の想定としては、区内（中小）企業の研修利用、区内大学のゼミ合宿やサークル合宿等

5 子どもへの意見聴取

- 基本計画策定の参考とするため、軽井沢少年自然の家をどのような施設にしたいか、子どもの意見を聴取

(1) 児童館ワークショップ

児童センター・児童館6館にて、学校利用・一般利用の両方を想定して小学生対象のワークショップを実施

実施時期	令和5年6月
調査方式	グループワーク形式(各館45分程度)
調査対象	任意で参加した児童(小学校1～6年生)
参加者数	計93名

【主な意見】

- ・ 食べるところと運動するところとは分けてほしい
- ・ 球技など運動ができるようにしてほしい
- ・ トイレは男女別にしてほしい ・ 洋式がいい
- ・ 浴場は広くしてほしい ・ 露天風呂がほしい ・ サウナ、水風呂がほしい
- ・ 少人数の部屋がいい ・ 大部屋がいい ・ (一段・二段) ベッドがいい ・ 布団がいい
- ・ 宿泊室内にトイレ、洗面台がほしい
- ・ 星の観察がしたい ・ キャンプファイヤー、キャンプ、BBQ がしたい
- ・ 農業体験がしたい ・ アスレチック、遊具がほしい
- ・ 車で来る人のために駐車場が必要 等

(2) 生徒会サミットでの意見聴取

区立中学校等の生徒会代表が集まる「生徒会サミット」において、軽井沢少年自然の家についての意見聴取を実施

実施時期	令和5年7月
調査方式	「生徒会サミット」において、軽井沢少年自然の家を議題の一つとして取り上げ、各学校の意見を各生徒会で吸い上げたうえで、共有して話し合いを実施
参加者	麴町中学校、神田一橋中学校、九段中等教育学校 生徒会生徒

【主な意見】

- ・スポーツ合宿など受入れてほしい
- ・自然観察、天体観測等東京ではできない軽井沢ならではのこを行う
- ・トイレ、浴場などは清潔感のあるものにしてほしい
- ・大部屋も良いが、うるさいと寝付けないので少人数の部屋にしてほしい 等

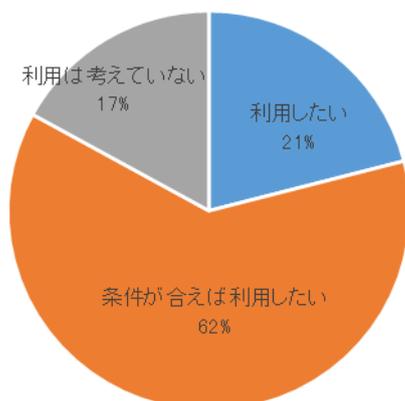
6 一般利用のニーズ調査

- 再整備後の軽井沢少年自然の家の利用ニーズについて、想定するターゲット層に対してアンケートを実施

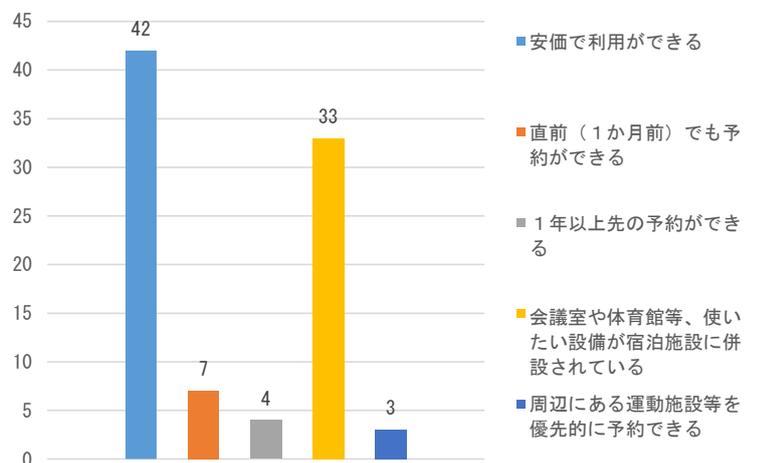
実施時期	令和5年10月10日～同年11月22日
調査方式	Microsoft「forms」を利用したアンケート方式
調査対象	千代田区大学連携協定先(12大学)、まちみらい千代田関係企業等
回答数	86件(大学関係者:49件 企業関係者:37件)

【主な結果】

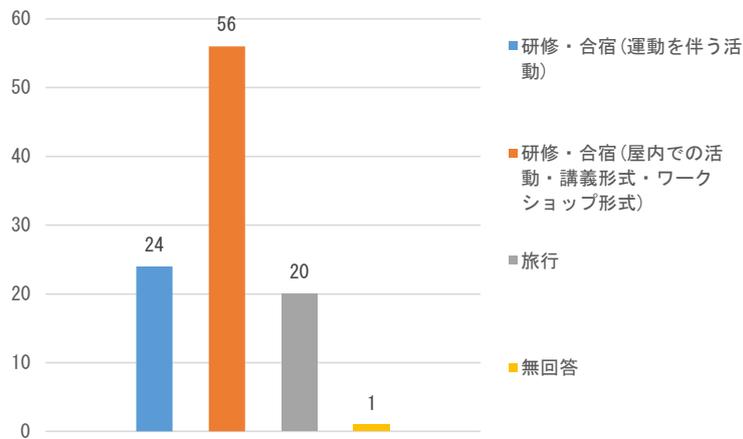
「リニューアル後の「千代田区軽井沢少年自然の家」を利用したいと思いますか。」



「どのような条件が揃えば利用したいと思いますか。」(複数回答可)



「どのような用途で利用したいですか。」（複数回答可）



⇒ 一般利用については一定のニーズがあるが、安価な宿泊料の希望が多い。
使用用途としては屋内研修利用の希望が多いため、新施設においては会議室の設置が重要

7 施設計画

(1) 必要機能

【想定する宿泊人数】170名

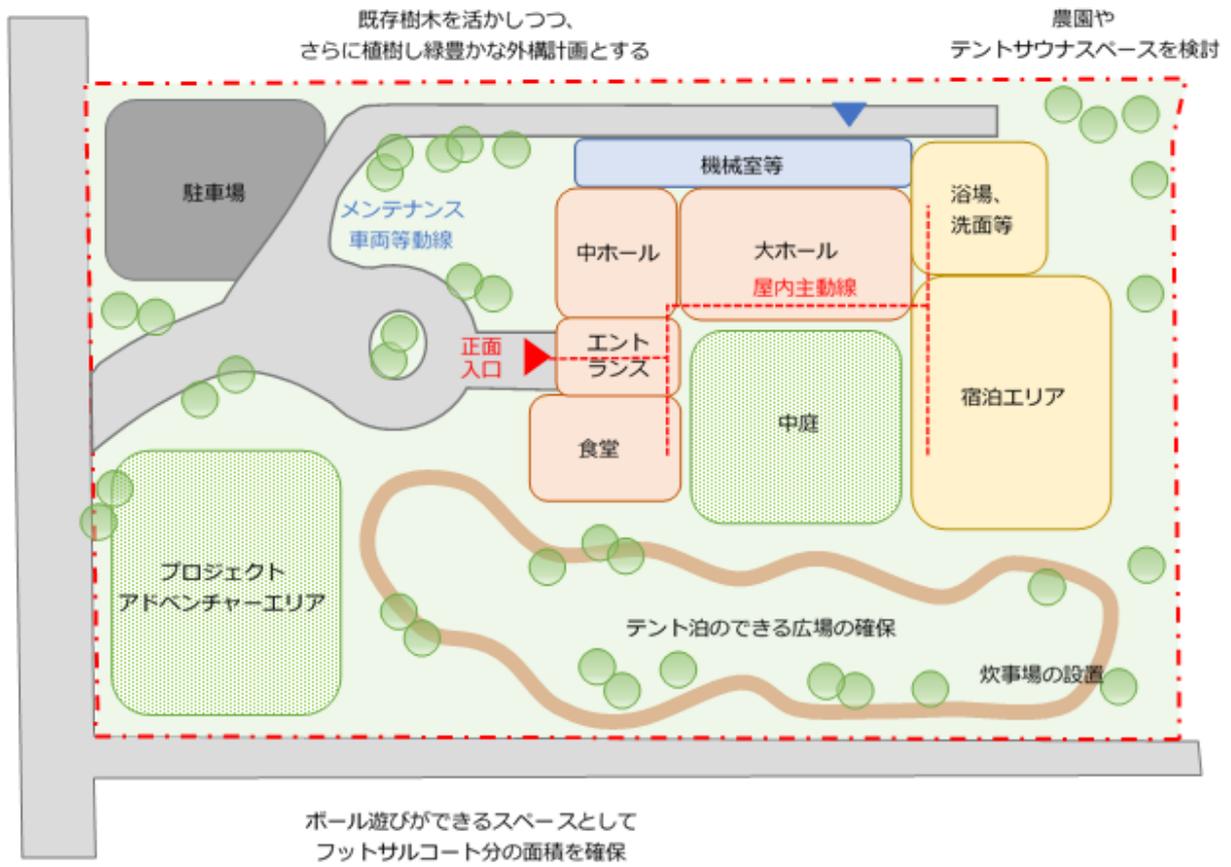
- ・児童・生徒160名（1学年の人数が最も多い九段中等教育学校を想定）
- ・教員10名

		学校利用の観点から必要な機能	一般利用の観点から必要な機能
活動に必要な機能	大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・1学年程度の大人数での活動ができるスペース（チームビルディング、部活動、地元の学校等との交流等） ・雨天時に屋内スポーツができるようなスペース、設え ・学習の高度化を図るため、ICT設備や音響設備を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設としての設え（バスケットボールコートスペース確保、天井高の確保等）
	中ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・1学級程度以上の人数で活動ができるスペース（地域との交流活動、グループワーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室・研修室等として多目的に使用できるスペース、設え
	屋外機能	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盒炊爨、キャンプファイヤー、プロジェクトアドベンチャー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・BBQができるスペース、ボール遊びやスポーツができるスペース ・テントサウナや仮設の水風呂が設置できるスペース
宿泊に必要な機能	宿泊室	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活のありかたを学ぶという目的から、生徒用宿泊室を1室8人程度以上の宿泊室として整備 ・バリアフリー対応の宿泊室の整備 ・引率用の宿泊室の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊室内にトイレ・洗面を整備
	トイレ・洗面	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活のありかたを学ぶという目的から、各宿泊室のものとは別に共用のトイレ・洗面所を整備 	
	浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊可能人数に見合った規模の確保 ・個々の事情に対応できるような小浴場や、車椅子利用者も使えるバリアフリーシャワールーム等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・露天風呂の整備 ・屋外のサウナ利用時にも使用できる更衣室
	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊可能人数に見合った規模の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・BBQ利用などを見据えて、屋内外のつながりをもたせた計画とする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・物品庫の確保 ・Wi-Fi等通信環境の整備 ・施設全体のバリアフリー化 ・限られた面積を最大限活用できるよう効率的な平面計画とする 		

(2) 施設規模

		(参考)現状施設の面積		計画面積	
活動に必要な機能	大ホール	450㎡	・バレーコート (162㎡)1面	500㎡	・バレー、バスケ可能 (一般バスケコートの離隔2m までは確保できない) ・170人が集まって集会ができる ・基本は運動施設としての設えを想定し、スクリーン等の簡易な仕切りも検討する。
	中ホール	80㎡	・現在の施設の小ホール	150㎡	・定員75人程度の多目的室を想定
宿泊に必要な機能	宿泊部屋	750㎡	・16人×15部屋	620㎡	(一般児童・生徒用宿泊室) ・8名28㎡×22部屋 ・各部屋に洗面台・トイレを設置
				50㎡	(バリアフリー対応宿泊室) ・4名24.5㎡×2部屋 ・各部屋に洗面台設置 ・バリアフリートイレを近くに設ける
				100㎡	(引率用宿泊室) ・4名24.5㎡×4部屋 ・各部屋に洗面台・トイレを設置
	トイレ	210㎡	・男女共同4箇所 (A~C棟、ロビー)	150㎡	・各室にトイレを設置するため、共用部のトイレの数は男女合わせて大便器16個、洗面器24個を目安とする。 ・トイレは空間を男女別に分け、男女ともに全個室とする。 ・バリアフリートイレを整備する
	洗面所				
	浴場	110㎡	・男女別	150㎡	・更衣室30㎡×2(男女) ・浴室45㎡×2(男女)
	小浴場			30㎡	・高水準なバリアフリーに対応した小浴場とする。 ※更衣室面積を含む
	飲食	190㎡	・厨房、食品庫等 ・食事場所は大ホール、中ホールに含む	350㎡	・食堂面積250㎡ ・厨房面積100㎡
その他	1,330㎡	・ロビー ・廊下、階段、倉庫、機械電気室	1,280㎡	・ロビー、廊下、階段 ・倉庫 ・機械電気室	
合計		3,380㎡程度 (収容最大人数270名)		3,380㎡ (収容最大人数200名)	

(3) 計画イメージ



8 事業手法の検討

- 軽井沢少年自然の家の施設整備及びその後の管理運営（以下「本事業」という。）については、区の施設としてよりよいサービス提供を行うことが重要
- また、区の財政負担についても検討が必要
- 本事業の事業手法として以下の3つを比較
 - ・従来方式（公設+指定管理）
 - ・DBO※方式
 - ・BTO※※方式（PFI）
- VFM（Value for Money）の算定に当たっては、以下の条件を仮定した。
 - ・ 学校利用の稼働率 10%
 - ・ 一般利用の稼働率 30%（学校利用を除いた日数を母数とする。以下同じ）
 - ・ 事業期間は20年間
 - ・ BTO方式については、民間資金調達10%、公費投入90%
 - ・ 宿泊料は8人部屋が1部屋2万円、4人部屋が1部屋1万2千円（食事代別途）

※…Design Build Operation

公共が起債や補助金などにより自ら資金調達した上で、施設の設計・建設、維持管理・運営を民間事業者者に性能発注で包括的に委ねる発注方式。

※※…Build Transfer Operate

民間事業者が資金調達を行い、設計・建設した直後に建物の所有権を公共に移転した上で契約に基づき民間事業者が運営・維持管理を行う事業手法

		従来方式	DBO方式	BTO方式
定性的評価		△	○	◎
事業計画策定段階	事業者選定期間の確保	△事業者選定手続きに時間を要する	○PFI法に準ずるため一定期間を要するが、従来方式に比べ短期間となる	○PFI法に基づくため一定期間を要するが、従来方式に比べ短期間となる
	民間ノウハウの発揮	△設計・建設・運営の分割発注、仕様発注のため、民間事業者のノウハウ発揮余地が限定される。	○整備・運営の一体発注、性能発注による民間事業者の創意工夫が期待できる。	◎整備・運営の一体発注、性能発注による民間事業者の創意工夫に加え、1つの事業契約で事業を実施することによる、各段階における省力化やコスト低減が見込まれる。
事業運営の安定性	リスク分担	△全て区の負担となる。	○官民で適切なリスク分担を構築できる。	○官民で適切なリスク分担を構築できる。
	事業の継続性	△維持管理、運営にあたり複数年度毎に民間事業者を選定するため、事業者の倒産リスクの影響が大きい。	○維持管理・運営を行うSPCを設立して事業を実施する場合は、長期的な事業の安定性が期待される。	◎SPCによる事業実施に対して、 <u>金融機関のモニタリング</u> が機能するため、より安定的な事業運営が期待できる。
効果的な運営	稼働率の向上	△指定管理期間の中では運営ノウハウの蓄積による効果の発揮余地は限定される。	○性能発注による民間事業者の創意工夫の発揮と長期の事業期間における運営ノウハウの蓄積による稼働率向上が期待される。	○性能発注による民間事業者の創意工夫の発揮と長期の事業期間における運営ノウハウの蓄積による稼働率向上が期待される。
	時代に応じたニーズの見直し	○複数年度毎に民間事業者を選定するため、民間事業者の公募時に時代に応じたニーズに見直しが可能。	○事業契約において、時代に応じたニーズの見直しを規定することで実施が見込まれると共に、ニーズの見直し方法・頻度等について優れた提案を選定できる。	○事業契約において、時代に応じたニーズの見直しを規定することで、実施が見込まれると共に、ニーズの見直し方法・頻度等について提案を選定できる。
財政計画・事務の効率性	修繕に係る財政支出の平準化	△毎年必要となる金額が異なり平準化されない。	○区の財政支出の平準化が図られる。	○区の財政支出の平準化が図られる。
	公共の事務負担	△設計・建設段階及び維持管理・運営段階において、事務負担が生じる。	○一括発注による事務負担の削減は見込まれるが、工事監理業務を公共で行うため、技術職員の負担は従来方式とほぼ変わらない。	◎一括発注による事務負担の削減が見込まれる。
定量的評価		—	○	◎
公共負担額		現在価値 約 56.1 億円	現在価値 約 54.7 億円	現在価値 約 54.1 億円
VFM		—	2.34%	3.55%
民間事業者の評価*		△ 適当である:5社/19社	◎ 適当である 14社/19社	◎ 適当である:12社/19社
総合評価		△	○	◎

◎:より評価できる ○:評価できる △:課題がありあまり評価できない

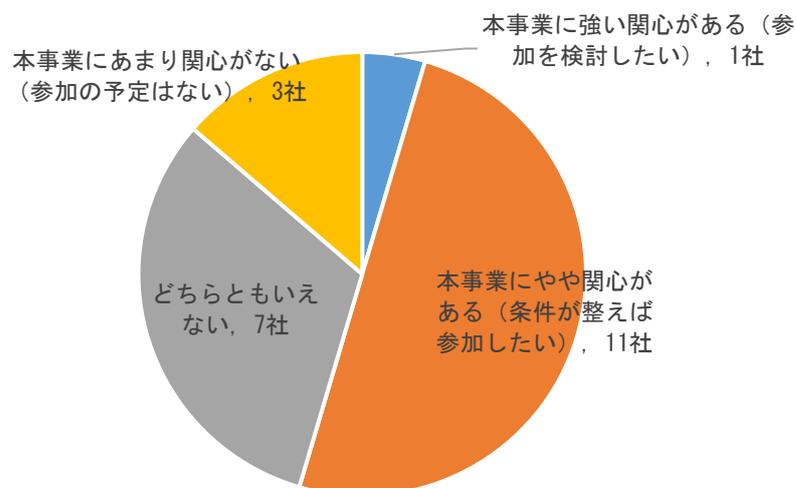
※民間事業者…市場調査にて本事業へ「強い関心」「やや関心」「どちらともいえない」と回答した19社を母数とした

9 市場調査

- 民活を前提とした場合の、参画事業者となりうる民間事業者へ調査を行った。

実施時期	令和5年 11月～12月
対象	類似事例の受注や参加実績を有する建設企業や管理運営企業等
調査方法	メール等によるアンケート形式
回答数	22社

【本事業への関心について】



【一般利用率の向上について】

- ・ 8人部屋は一般利用がしづらいため規模を小さくする等の工夫が必要である。
- ・ 部屋に風呂を設置し一般利用のニーズに応える必要がある。
- ・ 現状の計画で整備すると学校利用に特化してしまい、収益は期待できない。
- ・ 4人部屋や2人部屋を増やす。
- ・ 区民以外も利用できるようにする。 等

⇒ 事業者募集の際、参画事業者数は一定程度見込める。

一方で、学校利用優先の中で一般利用率を高めていくことは、限られた建ぺい率の中では限界もある。

10 費用シミュレーション

- 本事業を民活で行った場合、運営期間中に区が支出する費用（学校利用分のサービス購入料を除く）についてシミュレーションを行った。
 - ・ B T O方式（P F I）で実施と仮定
 - ・ 宿泊料は8人部屋が1部屋2万円、4人部屋が1部屋1万2千円と仮定
 - ・ 事業期間を20年間と仮定

【パターン1】

- ・ 学校利用率を10%、一般利用率を30%とする。
 - 区が年間9,350万円（20年間で18億7千万円）支出することで事業が成立

【パターン2】

- ・ 学校利用率を20%、一般利用率を30%とする。
 - 区が年間8,800万円（20年間で17億6千万円）支出することで事業が成立

保育施設等における書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制の見直しについて

子ども部子ども支援課

1 改正条例

千代田区保育施設等運営基準条例

2 改正理由

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）により、国において書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制について、順次点検・見直しが行われている。

今般、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続きのオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるようにすること、及び標識等について書面の掲示等を義務付けている規制について、当該掲示に加えて、その内容を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことなどの見直し方針が示された。

この方針を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「基準」という。）が改正されたことにより、千代田区保育施設等運営基準条例（平成 26 年千代田区条例第 19 号。以下「条例」という。）について必要な規定整備を行う。

3 改正内容

(1) 施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、「インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨」を加える。

（基準第 23 条、条例第 23 条関係）

(2) 磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定について、媒体に種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。

（基準第 62 条第 2 項第 2 号、条例第 70 条第 2 項第 2 号関係）

4 施行期日

公布の日。ただし、(1)の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日

お茶の水小学校の施設整備等に伴う学校施設の目的外使用について

1 目的外使用に伴う学校施設の範囲及び使用料の見直し

お茶の水小学校の改築整備その他の学校施設での用途変更に伴い、使用できる学校施設の使用範囲及び使用料の見直しを行う。

- (1) お茶の水小学校の改築整備（1月末竣工、4月供用開始）にあたり、同校の目的外使用にかかる学校施設（プール含む）の範囲及び使用料を設定する。
- (2) 昌平小学校の和室を用途変更したことにより、当該箇所にかかる使用料を削除する。

2 見直しの内容

- (1) お茶の水小学校（新たな貸出の対象および使用料）

施設・使用区分		使用料
体育館	昼間	4,000円
	夜間	5,800円
教室 (1室につき)	昼間	300円
	夜間	600円
校庭	昼間	1,300円
	夜間	3,000円



施設・使用区分		使用料
体育館	昼間	7,600円
	夜間	10,200円
教室 (1室につき)	昼間	900円
	夜間	1,100円
校庭	昼間	1,500円
	夜間	3,600円
多目的ホール	昼間	1,800円
	夜間	2,200円
会議室	昼間	600円
	夜間	700円
和室	昼間	600円
	夜間	700円
ランチルーム	昼間	1,200円
	夜間	1,700円
多目的室	昼間	600円
	夜間	700円

プール

対象者	使用料	
	区民	区民以外
大人		
小人		
団体（貸切）		



対象者	使用料	
	区民	区民以外
大人	400円	600円
小人	200円	300円
団体（貸切）	24,000円	

- (2) 昌平小学校

施設・使用区分		使用料
和室	昼間	600円
	夜間	700円



施設・使用区分		使用料
和室	昼間	
	夜間	

3 適用する期日など

- (1) 適用期日

令和6年7月1日

ただし、1（1）の施設使用に必要な手続は期日前に行うことができることとする。

- (2) その他

目的外使用に伴う学校施設の範囲及び使用料の見直しを行うにあたり、学校施設使用条例の一部を改正する必要があるため、令和6年第1回区議会定例会に当条例の改正を提案する。

適応指導教室（白鳥教室）の新名称について

1 変更を検討した理由

適応指導教室（白鳥教室）の移転に伴い、適応指導教室としての機能を拡充するとともに、本教室が通室生にとって、より親しみやすく通室しやすい名称となるよう、この機に名称の変更を検討することとした。

2 変更に至る経緯

日	対 象	備 考
11月27日（月）から 12月8日（金）	通室している児童・生徒	意見聴取 等
12月11日（月）から 12月15日（金）	適応指導教室（白鳥教室）の適応指導員、 指導課長、統括指導主事、指導主事 等	取りまとめ、検討 等

3 通室生からの意見

黄色部の「はくちょう」が通室生の中で最も意見として多かった。

No.	名 称	理由、言葉のイメージ、花言葉など
1	はくちょう	愛着がある。馴染み深い。 平仮名なら読み間違いがない。
2	すずらん	幸せを運ぶ。贈った人も贈られた人も幸せになる花 花言葉：幸せの再来、純粹、謙虚
3	ふくろう	森の賢者と言われている。 不苦労、福来郎、福老、福路など、縁起がよい。
4	デイジー	花が可愛い。 花言葉：希望、平和
5	ふうりん	涼しげで優しい音なので、癒しの効果がある。 浄化作用があり、邪気を払うと言われている。

4 決定した理由

上記のとおり、通室生の意見を聴取した結果を鑑み、また「白鳥」が区の鳥であること、通室生にとって愛着があり、馴染み深いこと、ひらがな表記にすることで、読み間違いがなく、雰囲気も柔らかくなること等を理由として、新名称を「はくちょう」とする。

(仮称) 神田錦町三丁目施設整備について

1 業務概要

旧千代田保健所敷地に計画している(仮称)神田錦町三丁目施設については、障害者支援施設・高齢者施設に加えて、地域交流機能を有する共用施設を計画していることから、民間の専門的なノウハウを活用し、設計(Design)・建設(Build)・維持管理(Operate)を民間事業者に一括して発注する事業手法(DBO手法)を採用し、令和8年度中の開設を目指して整備を進めていく。令和5年12月に整備等事業者(優先交渉権者)として、スタートグループを選定した。

2 施設概要(予定)

(1) 建物規模及び機能構成

高 さ：地上8階建て 31.69m(塔屋含む)
 延床面積：3,818.26㎡
 構 造：RC造(免震)

階	機能
8F	8階 認知症対応型共同生活介護
7F	7階 認知症対応型共同生活介護
6F	6階 看護小規模多機能型居宅介護・訪問看護ステーション
5F	5階 日中サービス支援型共同生活援助・短期入所
4F	4階 日中サービス支援型共同生活援助・短期入所
3F	3階 就労支援継続B型(水耕栽培等)、移動支援事業、障害者よろず相談、障害者就労支援センター
2F	2階 地域交流スペース(ラウンジ・貸室)、防災備蓄倉庫
1F	1階 地域交流スペース(オープンプレイス・ギャラリー・カフェ)、エントランス、駐車場・駐輪場、

(2) 工事概要

解体工事、アスベスト除去、土壌汚染対策
 建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事 等

(3) 地域交流機能概要

1～2階にオープンプレイス・ラウンジ・貸室・ギャラリー・カフェを配置し、訪れた人が自由に過ごし、下記のコンテンツを用いて他者と繋がれる多目的交流拠点として整備する。

private=私	common=共	public=公
地域交流機能コンセプト：“common”		
privateとpublic、健常と障害、若者と高齢者、リアルとデジタル、区内と区外の“アイダ”をつなぎ、閉じた「個」がひらいていくことで分断が解消される“common”スペースを整備します。		
コーヒー	豆にこだわりカフェ運営やコーヒーイベントを開催 ⇒地域に向けて施設の存在を広く認知	
本	協力企業Dが選書した本を1-2階の随所に配置 ⇒コミュニケーションのきっかけを創出	
アート	展示やイベント向けのギャラリーを配置 ⇒アートを基に地域の文化交流の場を整備	
テクノロジー	社会参加を支援する分身ロボットの導入 ⇒アクセシビリティ・ユーザビリティを向上	

① オープンプレイス

「地域のリビングルーム」として、誰もが入りやすい空間、開放感あるレイアウトを意識し、本を活用した空間づくりを行う。近隣住民向けのイベントをはじめ、区内外から参加者を集う大規模イベントを月1回程度開催し、多世代が楽しく交流し、障害等をお持ちの方や高齢者に対する理解を促進する機会の創出を行う。

② ラウンジ・貸室（福祉避難所）

区民が気軽に活動、交流できる場として、区民館のような貸しスペース、イベントスペースを設置する。

なお、災害時等には福祉避難所に転用する。（20組40人の受入可能）

③ ギャラリー

障害等をお持ちの方や地域のクリエイターの作品を展示し、作品展示の機会創出及び地域の方や来街者が自由にアートを感じることができる場を設置する。ライブペイントの開催も可能とし、人々や地域とコミュニケーションを取りながら創作活動ができる空間とする。

④ カフェ

テイクアウトスペースを神田警察通りに面して設置し開かれた施設とする。分身ロボットを接客スタッフや交流ツールとして活用し、障害等をお持ちの方の社会参加を促進する。

※①～③は指定管理業務、④は普通財産の貸付による運営を想定している。

なお、指定管理者の選定は非公募を予定している。



3 福祉施設運営予定者との連携（予定）

（1）円滑な意思疎通

日常的な情報共有はTeams等のグループウェアや合同の朝礼等で行い、業務履行状況やイベント予定等についてスムーズな連携を図る。

（2）平常時の連携

①高齢者施設との連携

交流スペースの清掃やカフェ接客等の有償ボランティアを募り、会話や交流の機会を創出する。

②障害者支援施設との連携

カフェ事業に特化した就労支援を行う。就労継続支援B型施設で想定される水耕栽培で収穫した作物をカフェメニューに活用し、地域の方との間接的な接点を創出する。

（3）イベント時の連携

高齢者施設や障害者支援施設の利用者が能動的に地域のコミュニティに参加できる機会を創出する。

4 近隣への配慮（予定）

（1）工事中の配慮

①電波障害調査や家屋調査を徹底及びコンピューター上の仮想工事による近隣への影響を検証し、対策を講じる

②工事用ゲート付近には交通誘導員を配置し、歩行者・通行車両の安全誘導や工事車両のスムーズな搬出入を行う

③仮囲いの角は透明パネルによる見通しの確保及びLED照明の設置を行い、夜間の保安に配慮

④敷鉄板、場内散水、搬出車両の清掃、工事前後の周辺清掃等により、粉塵飛散や周辺道路の汚染を防止

⑤重機は国土交通省指定の低騒音型建機を使用する

（2）住環境への配慮

①駐車場の出入口を西側1箇所とすることで近隣住民の安全に配慮

②出入口を南側に集中させ、東西北側の日々の長閑さに配慮

③敷地周囲に豊富な植栽や立体緑化を配置し視覚的に安らぐ空間とする

④駐車場内の騒音や排気は、天井の吸音性能をはじめ、扉等によって外部への漏出を抑制

⑤廃棄物保管庫は西側に配置し、敷地内収集として換気方向も含めて住環境へ配慮

(3) 建物の圧迫感低減

- ①建物は北側境界から可能な限り南に寄せた配置とし、屋上設備等は圧迫感を低減する形状や配置とする
- ②免震構造採用により、柱・梁の大きさを抑制し、塔屋を含む建物の高さを31.69mで計画

(4) プライバシーへの配慮

- ①北側への居室の配置を最小限とし、北側の開口部は最小限の箇所及び型ガラスの高窓とし隣地への視線を抑制
- ②バルコニーは管理上必要最小限の利用とし、躯体手すりとルーバーを採用することで視線と光害を抑制
- ③室外機は十分な遮音・吸音性能を持つ囲いの中に設置し、騒音を低減

(5) 情報共有の徹底

近隣説明・イベント開催等における事前説明や情報共有を徹底する

5 事業経費（予定）

解体	450,000,000円	
新規設計	147,700,000円	
工事監理	32,300,000円	
新規施工	3,025,000,000円	
維持管理	479,929,000円	
運営	335,354,000円	
		小計 4,470,283,000円
		税込 <u>4,917,311,300円</u>

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月～2月	整備等事業者（優先交渉権者）との協議 基本協定・基本契約・設計施工一括契約（仮契約）の締結
令和6年2月18日	住民説明会（かがやきプラザ）
令和6年第1回定例会 議決後	区議会に議案（設計施工一括契約）を上程 整備等事業者と本契約
令和6年3月	解体工事・基本設計着手
令和6年10月	実施設計着手
令和7年7月～	新築工事着手
令和8年12月	竣工
令和9年～令和18年度	運営・維持管理

千代田区介護保険料の規定整備について

1 目的

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間において、第1号被保険者の介護保険料を定める必要があること等から、必要な規定整備を行います。

2 規定整備の内容

(1) 保険料基準額 月額 5,600 円

(2) 介護保険段階区分の改定

国の標準的な段階区分の改定に伴い、第9段階以降の所得基準を見直します。

所得区分	合計所得金額
第9段階	320万円以上 420万円未満
第10段階	420万円以上 520万円未満
第11段階	520万円以上 620万円未満
第12段階	620万円以上 720万円未満
第13段階	720万円以上 850万円未満
第14段階	850万円以上 1000万円未満
第15段階	1000万円以上 1250万円未満
第16段階	1250万円以上 1500万円未満
第17段階	1500万円以上 2000万円未満
第18段階	2000万円以上

(3) その他

条文中で参照する介護保険法施行規則等改正に伴う文言整備

3 規定整備を行う条例

千代田区介護保険条例

千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営等の基準に関する規定整備について

1 目的

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する基準（平成18年
厚生省令第37号）の一部が改正され、規定が追加されたことに伴い、規定
を整備する必要があることから、必要な規定整備を行います。

2 規定整備の内容

- (1) 介護予防支援事業所の拡大（地域包括支援センター以外の民間事業所の
指定が可能）
- (2) 虐待防止の推進
- (3) テレビ電話等の活用による面接の簡素化
- (4) 重要事項のウェブサイトへの掲載

3 規定整備を行う条例

千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営の基準等に関する規定整備について

1 目的

- (1) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）第25条において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第38号）の一部が改正され、特定の記録媒体の使用を定める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、必要な規定整備を行います。
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部が改正され、居宅介護支援員一人当たりが担当できる利用者数の増、虐待防止の推進、テレビ電話等の活用による面接の簡素化、重要事項のウェブサイトへの掲載に関する規定が追加されたことに伴い、規定を整備する必要があることから、必要な規定整備を行います。

2 規定整備の内容

(1) 1 (1) について

磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定について、媒体に種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。

(2) 1 (2) について

- ① 居宅介護支援員一人当たりが担当できる利用者数の増
- ② 虐待防止の推進
- ③ テレビ電話等の活用による面接の簡素化
- ④ 重要事項のウェブサイトへの掲載

3 規定整備を行う条例

千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

WEB 会議活用による高齢者相談の試行実施について

1. 事業の目的と概要

高齢者相談体制のさらなる強化のため、WEB 会議システム(Teams)を活用し、出張所と相談センターを結んだ仮想出張相談窓口を試行実施する。

本事業は、かがやきプラザ相談センター、在宅支援課、デジタル政策課、出張所による部門間連携事業として実施する。

2. 実施日時と場所

① 2月19日(月)～2月22日(木) 麴町出張所

② 2月26日(月)～3月1日(金) 万世橋出張所

いずれも時間は 9:00～12:00 と 14:00～16:00 1コマ50分×最大5コマ

3. 期待される効果

(相談者)

相談センターに行かなくても専門相談員の顔を見ながら相談できる安心感の提供
(かがやきプラザ相談センター、在宅支援課)

多様で柔軟な相談体制の強化

(デジタル政策課)

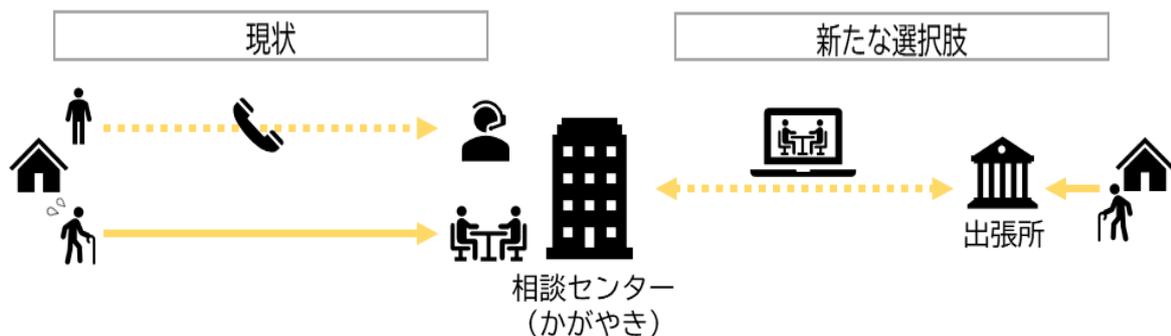
誰もがデジタルの恩恵を享受できる環境の実現に向けた課題整理

(出張所)

地域を支える出張所の具現化、福祉的視点を兼ね備えた人材の育成

4. 今後の課題

- ・全出張所への事業展開
- ・実施結果を踏まえた相談ニーズの分析
- ・在宅でも相談できる環境の実現に向けた基盤整備



高齢者のお困りごとを 出張所からオンラインで 相談できます

自宅近くの出張所から、かがやきプラザの相談センターにオンライン相談してみませんか？出張所の職員がサポートします。オンラインなら、離れた場所でもお互いの顔を見ながら、画面越しに話すことができます。この機会に体験してみませんか？

かがやきプラザ

顔色がよくて、お元気そう！

出張所

顔が見えるから話しやすい♪

日時・会場

- ①2月19日(月)～2月22日(木) 麴町出張所
 - ②2月26日(月)～3月1日(金) 万世橋出張所
- 実施時間：9:00～12:00、14:00～16:00

予約

- 予約制となります。
希望する会場の窓口またはお電話でお問い合わせください。
- ①麴町出張所 ☎03-3263-3831
 - ②万世橋出張所 ☎03-3251-4691



令和6年度の国民健康保険制度について

保健福祉部 保険年金課

1 概要

国民健康保険事業の安定的運営のため、令和6年度国民健康保険料率の改定等を行う。

- ・千代田区独自の保険料率を設定
- ・保険料（均等割）減額措置対象者の拡大
- ・退職者医療制度の廃止

2 改正内容

（1）保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正

●医療分・後期高齢者支援金分

		令和5年度			令和6年度			(対前年度比)
保険料率		医療分	支援金分	医療+支援金	医療分	支援金分	医療+支援金	
	所得割率	7.30%	1.98%	9.28%	7.63%	2.74%	10.37%	(+1.09P)
	均等割額	38,700円	12,700円	51,400円	45,400円	15,000円	60,400円	(+9,000円)
賦課割合 (所得割:均等割)		72:28	70:30	—	68:32	70:30	—	
賦課限度額		65万円	22万円	87万円	65万円	24万円	89万円	(+2万円)

●介護納付金分（40～64歳の方）

		令和5年度	令和6年度	(対前年度比)
保険料率	所得割率	1.44%	1.64%	(+0.20P)
	均等割額	16,100円	16,200円	(+100円)
賦課割合 (所得割:均等割)		64:36		
賦課限度額		17万円		(±0万円)

（2）保険料（均等割）減額措置対象者の拡大

減額区分	改正前	改正後
5割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(29万円×被保険者数) 以下の世帯	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(29.5万円×被保険者数) 以下の世帯
2割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(53.5万円×被保険者数) 以下の世帯	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(54.5万円×被保険者数) 以下の世帯

(3) 退職者医療制度の廃止

退職者医療制度は、会社等に長く勤めていた人が会社等の健康保険から国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるために作られた制度で平成 20 年度に前期高齢者医療制度が創設されたことに伴い廃止されたが、平成 26 年度までに新たに適用された者が 65 歳に達するまでの間、経過措置が設けられている。しかし、対象者の激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼ無くなっている一方、保険者等の事務コストが継続しているため、国民健康保険法令和 6 年 4 月 1 日施行にて当制度は前倒しで廃止されることとなった。

それに伴い、区においても退職者医療制度を廃止する。

後期高齢者医療制度について

1 概要

令和6・7年度の後期高齢者医療の保険料の改定に際し、保険料の軽減に係る経費を引き続き各区市町村の一般財源から負担金として支弁するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する。

2 内容

(1) 保険料率・賦課限度額

区分	令和4・5年度	令和6・7年度	増減
均等割額	46,400円	47,300円	900円増
所得割率	9.49%	8.78%	0.71Pt減
		9.67%	0.18Pt増
限度額	66万円	73万円	7万円増
		80万円	14万円増

※令和6年度のみ賦課のもととなる所得金額58万円以下の方が対象

(2) 広域連合が実施する保険料抑制策（金額は令和6・7年度の合計）

- ① 区市町村による特別対策等の継続 219億円
→令和6・7年度も継続するにあたり、規約の変更を要する。
- ② 剰余金の充当 260億円

(3) 規約変更の内容

令和6・7年度の2年間についても、以下の項目に係る区市町村の負担割合を100%とする旨を規約の附則に定める。（それに伴う千代田区の令和6年度の負担額は、約45,000千円の見込みである。）

- ① 審査支払手数料相当額
- ② 財政安定化基金拠出金相当額
- ③ 保険料未収金補填分相当額
- ④ 保険料所得割額減額分相当額
- ⑤ 葬祭費相当額

(4) 令和6・7年度保険料における抑制策の効果

区分	政令本則に基づく試算	抑制策実施後	差
均等割額	49,600円	47,300円	▲2,300円
所得割率	9.38%	8.78%	▲0.60Pt
	10.29%	9.67%	▲0.62Pt
一人当たり 平均保険料額※2	令和6年度 115,511円	110,156円	▲5,355円
	令和7年度 118,062円	112,535円	▲5,527円

※1 令和6年度のみ賦課のもととなる所得金額58万円以下の方が対象

※2 一人当たり平均保険料は、広域連合試算による東京都全体の平均値

千代田区感染症予防計画の素案について

1 計画の基本事項

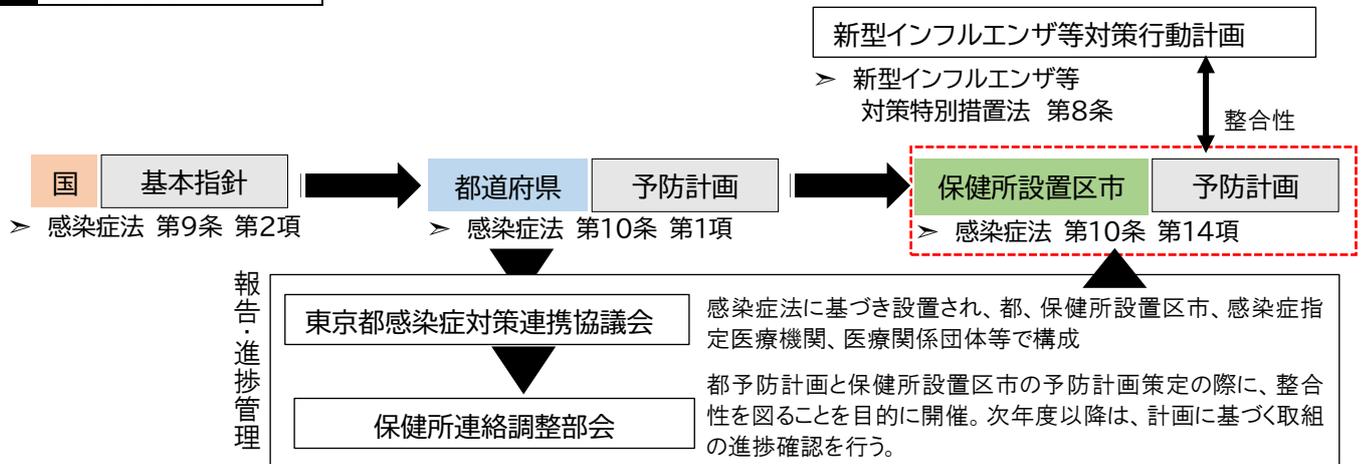
1 計画の背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生に備えるため、**改正感染症法** ^{※1}（令和4年12月9日）が公布され、令和6年4月1日に順次施行される。
- 国における基本指針の策定、都道府県及び保健所設置区市での予防計画の策定が義務化され、新たな感染症の出現や感染症の発生、まん延に備えて必要な対策を定めることを目的としている。
^{※1}感染症法：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

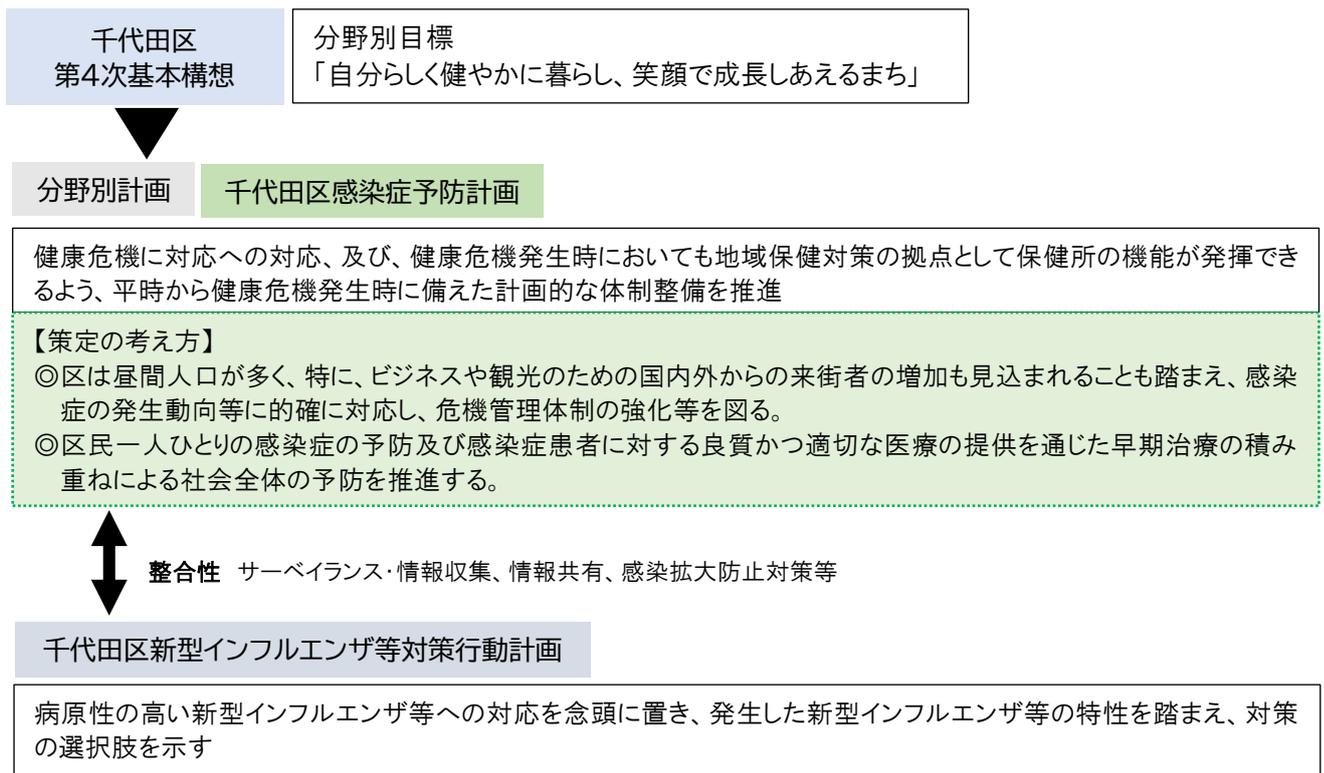
2 計画期間

- 令和6（2024）年度から令和11（2029）年度まで（6か年）

3 計画の位置づけ



【区での位置づけ】



4 主な策定項目

区予防計画の記載事項	数値目標	都予防計画の記載事項
一 感染症発生予防、まん延防止のための施策		一 感染症発生予防、まん延防止のための施策
		二 感染症及び病原体等に関する情報収集、調査及び研究
二 検査の実施体制及び検査能力の向上		三 検査の実施体制及び検査能力の向上
		四 医療提供体制の確保
三 患者の移送のための体制		五 患者の移送のための体制確保
四 医療提供体制等の確保に係る目標	検査の実施能力	六 医療提供体制等の確保に係る目標
		七 宿泊施設の確保
五 外出自粛対象者の療養生活の環境整備		八 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
		九 感染症の予防等の総合調整・指示の方針
六 人材の養成及び資質の向上	医療従事者等の研修・訓練回数	十 人材の養成及び資質の向上
七 保健所の体制確保	感染症対応を見込んだ人員確保数	十一 保健所の体制確保
八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、検査の実施・医療提供		十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、検査の実施・医療提供

2 計画の内容

1 計画の概要

第1章 基本的な考え方

総合的な感染症対策の実施

感染症のリスクに的確に対処するため、感染症の発生や拡大に備えた**事前対応型の取組を推進**

事前対応型の取組： 区民の意識を高めるための普及啓発、予防対策の徹底、防疫体制の強化など

健康危機管理体制の強化

感染症の対応を迅速かつ的確に講じることができる**感染症健康危機管理体制を強化**

健康危機管理体制： 原因となる病原体の迅速確定、感染拡大防止、医療提供、情報共有など

区及び保健所の役割

予防計画に基づく**主体的な感染症対応**や予防接種法に基づく**定期予防接種の実施**

関係機関と平時から意思疎通や連携の推進を図り、**地域における感染症危機管理の拠点**として総合的に対応

第2章 感染症の発生及びまん延防止のための施策

感染症の発生予防のための施策

感染症発生予防のため、感染症対策を企画、立案、実施及び評価して必要な対策を行う。

発生予防のための施策： **感染症サーベイランスシステムを活用した都との連携**、区民への情報提供（**感染症発生動向調査に基づく注意喚起**、普及啓発、リスクコミュニケーション）、

感染症の発生時のまん延防止のための施策

健康危機管理の観点から迅速かつ的確に対応し、**人権を尊重の上、防疫措置**（健康診断、入院勧告等）を講じる。

区民自らが予防に努め、健康を守る努力を行えるよう、関係機関と連携して、**感染症情報の公表**を行う。

患者の移送のための体制確保

患者の移送を迅速かつ適切に実施するため、感染症の類型に合わせた関係機関との役割分担や消防機関との連携、**民間事業者への業務委託化**を図る。

病原体等の検査機能の強化

流行初期の段階から速やかに円滑な検査が実施できるように、**保健所での検査能力向上**や東京都健康安全研究センター（以下「健康安全研究センター」。）との役割分担など、平時からの計画的な準備を行う。

人材の養成及び資質の向上

感染症健康危機管理を担う**人材を養成**するため、感染症に関する研修の開催や関係機関が開催する研修に積極的に職員を派遣する。

保健所体制の強化

新興感染症の発生時に、疫学調査や入院・宿泊調整などの業務に、迅速に対応できるよう**必要な人員数を想定**して、人員確保に向けた調整や体制整備を平時から計画的に進める。

第3章 新興感染症発生時の対応

有事における体制整備

区は、地域の感染症対策の中核機関として保健所が的確に機能するように、速やかに**発生状況に応じた執行体制**に切り替える。

外部委託や一元化の実施

大規模な感染拡大時など、必要となる体制に柔軟に対応できるよう、都和緊密な意思疎通を図り、区の対応と合わせて、**外部委託など一元的な実施体制を活用**する。

第4章 その他の感染症の予防の推進

感染症の特性に合った対策

近年の流行状況や課題認識を踏まえた対策を推進する。

2 数値目標の設定

- 新興感染症^{※2}の性状、感染性などを事前に想定することは困難であるため、現に発生し、これまでの教訓を生かせる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に置き、数値目標は設定。
流行初期は約1年後（令和2年冬）、流行初期以降は新型コロナ対応で確保した体制（令和4年12月）を目指す。

^{※2} 新興感染症…感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

① 検査の実施能力(検査件数)

流行初期(発生の公表後3か月程度)			流行初期以降		
国の目標	都予防計画	区予防計画	国の目標	都予防計画	区予防計画
発熱外来で対応する患者数に対応できる検査能力の確保	約 11,000 件/日 (うち健康安全研究センター1,000 件/日)	20 件/日 (検査機器台数リアルタイム PCR 2台)	発熱外来で対応する患者数に対応できる検査能力の確保	約 59,000 件/日 (うち健康安全研究センター1,000 件/日)	80 件/日 (検査機器台数リアルタイム PCR 2台)

* 医療機関及び民間検査機関等における検査の数値目標は、都が一括して計上する

② 医療従事者や保健所職員の研修・訓練回数

保健所職員及び 区職員に対する研修及び 訓練実施回数	2回程度/年
----------------------------------	--------

* 都等で実施する研修も含む。

③ 保健所の感染症対応を行う人員確保数

流行初期(発生の公表後1か月程度)				
国の基準	都予防計画		区予防計画	
流行開始から1か月の 業務量に対応可能な 人員確保数	約(P)人 各保健所の数値 目標の積み上げ	【感染規模】 都内 100~300 人 (第3波:令和2年 11 月頃 想定)	20 人	【感染規模】 1保健所あたり4~10 人 (区の発生届件数 平均 4.7 件/日)

流行初期(発生の公表後1か月~3か月)				
国の基準	都予防計画		区予防計画	
—	約(P)人 各保健所の数値 目標の積み上げ	【感染規模】 都内 1,000~2,000 人 (第3波:令和2年 12 月 以降想定)	25 人	【感染規模】 1保健所あたり30~80 人 (区の発生届件数 平均 11.56 件/日)

流行初期以降(発生の公表後6か月以内)				
国の基準	都予防計画		区予防計画	
—	約(P)人 各保健所の数値 目標の積み上げ	【感染規模】 都内 10,000~20,000 人 (第6波:令和4年2月頃 想定)	45 人	【感染規模】 1保健所あたり300~650 人 (区の発生届件数 平均 106.78 件/日)

即応可能な IHEAT [※] 要員の確保数 (IHEAT 研修受講者数)	4名
--	----

^{※3} 感染症等の健康危機が発生した場合に、外部の専門職を有効に活用することを目的とし、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設し、潜在保健師等を派遣する仕組み

3 策定スケジュール予定

日程	区	東京都
令和6年1月~2月上旬	区計画素案と都計画素案との整合性を確認	
令和6年2月1日		都計画案提示
令和6年2月5日~2月19日	パブリックコメント ○広報2月5日号掲載	
令和6年3月1日	新型インフルエンザ等対策医療連携会議 ^{※4} ○計画素案報告	
令和6年3月	計画案策定・議会報告	
令和6年3月末	計画策定・公表	都計画策定・公表

^{※4} 新型インフルエンザ等の発生に備えて、地域医療連携体制の整備等を図るための会議体

公民協働推進制度によるねずみ対策に関する協定締結について

1 公民協働推進制度（課題型提案）を利用した提案募集

令和5年8月5日より開始された公民協働推進制度の（課題型提案）に、排出された生ゴミ袋がねずみの食害を受ける課題を解決するため、回収までの路上等の放置時間を短くして食害を減らす工夫と、ねずみ忌避効果がある生ゴミ袋の導入について、提案の募集を行った。

その結果、同年10月12日に、1団体より提案応募があり審査の結果、課題解決につながる提案と判断し、令和6年1月11日に、「ねずみ対策に関する協定書」を締結した。

2 協定締結先

法人名：一般社団法人東京クリーンリサイクル協会（以下、TCR）

所在地：東京都中央区銀座五丁目14番10号

3 協定目的

千代田区とTCRは、協働して事業を実施することにより、町会又は商店会によるごみ出しルールの策定等ねずみ対策の側面的支援を図り、もって千代田区内の生活環境の美化及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

4 協働内容

- (1)町会又は商店会によるごみ出しルールの策定等ねずみ対策に資する取組みの側面的支援。
- (2)忌避剤入りごみ袋（ねずみ族が嫌うとされる香料を添加したごみ袋をいう。以下同じ。）の効果を検証すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、区及びTCRが必要と認める事項
- (4)協働事業は、区内の全域を対象とし、関係町会及び関係商店会の意向を踏まえた上で、両者間の協議により、実施する地区を決定する。
- (5)協働事業は、鍛冶町二丁目の地区から開始する。

5 区とTCRの役割分担について

(1)区の役割

ア 町会又は商店会に対する、地域の清掃及び環境衛生における支援

イ 町会及び商店会への連絡調整

ウ 忌避剤入りごみ袋の効果検証の基礎となるねずみの生息数の推移などに関するデータの収集

(2)TCRの役割

ア 生ゴミ入りごみ袋の取扱いについて、収集運搬業の知識及び経験に基づく支援

イ 忌避剤入りごみ袋の食害状況等の調査

(3)費用負担

役割分担に伴う事業の実施にかかる経費は、各自で負担する。

6 本協定の有効期間

締結の日（令和6年1月11日）から令和8年3月31日まで。

※双方の協議により、当該期間を延長することができる。

(参考資料)

TCRと収集契約をした事業者に配布される忌避剤入りゴミ袋

